



CONTENTS

特集

地域活性化への新たな動き

巻頭随想

市町村リレーまちづくり夢づくり

合併コーナー

苦言提言

がんばっていまへす

電子自治体コーナー

イベントごよみ

やまなし

自治の風

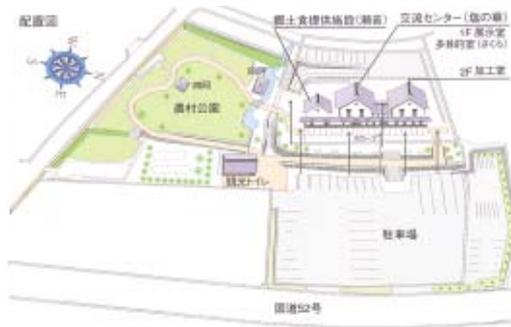
風



喫茶コーナー

「塩の華」は、中山間地域整備事業（県営事業）の核として、地域農業の再生、ふるさと「かじかさわ」の活性化、人的交流の促進、新たな農産物（特産物）の開発などを主眼とし、平成十五年十二月三十日にオープンしました。

人々の交流を促進するための観光情報等を発信する



とともに、地産地消の精神を大切に、地元農家の新鮮・安全・格安な農産物の販売や、手作り的人气の小麦まんげつ、ねじり菓子」等の加工品の販売を行っています。

お問い合わせ先

鯉沢町交流センター 塩の華

TEL 0556-20-2111

FAX 0556-20-2112

所在地
南巨摩郡鯉沢町4852-1

「塩の華」

鯉沢町交流センター

出会い・交わり・人と人とのホットな関係を演出

また、バライスクリームをベースとし鯉沢の特産品である「しそソース」をあしらった「しそサンデー」、鯉沢塩を使った「塩サンデー」も好評です。国道五十二号沿いに、正面に富士川を臨んで建ち、富士川舟運の歴史を彷彿とさせる白い蔵造りの施設です。

出会い・交わり・集い・人と人とのホットな関係を演出する「塩の華」へお気軽にお立ち寄りください。

ま
ち
自
慢

南巨摩郡鯉沢町



Kajikazawa-cho



まち自慢

表2 鵜沢町 鵜沢町交流センター「塩の華」

巻頭随想

整流へのアプローチ

富士河口湖町長 小佐野 常夫

市町村リレー 「武川村」

特集 地域活性化への新たな動き

特集1 合併関連三法について

表3 20

特集2 「三位一体の改革」のゆくえ

表4 16

特集3 地域再生制度と本県の取組状況について

表5 12

特集4 次世代育成支援に向けて

表6 8

合併コーナー

「甲斐市」誕生によせて

合併協次長補佐 宮澤 雅史

「身延町」誕生によせて

合併協次長 中野 修

苦言・提言

県立博物館が生み出したツアー

特定非営利活動法人つなぐ代表理事 山本 育夫

がんばっています。

地方税の電子申告について

表7 28

電子自治体コーナー

自治Q&A

表8 30

市町村イベントごよみ

みんなで楽しむ秋のまつり・イベント

表9 34

市町村振興協会たより

はつらつ！市町村職員

表10 36

武井千春(都留市) 編集後記

表11 32



表紙写真

収穫の秋【鵜沢町箱原地区】

日ざしもやわらぎ、いよいよ収穫の季節を迎え、田んぼではとこどこで稲刈りが始まる。吊るされた稲やまだ刈られずにこつぶをたらす稲穂、道ばたには色鮮やかにコスモスが咲いている。どこにでもあるようだが、まさに秋を感じさせる光景に思わずシャッターをきる。(写真:鵜沢町提供)

時の人

man&woman

甲府駅周辺整備事業の実現に向けて

「山の都」甲府市の玄関口、甲府駅周辺が新たな広域的交流拠点へ生まれ変わることを目指しています。

甲府市では甲府駅周辺整備事業として駅周辺の大規模空閑地を活用し交通ターミナル機能の強化や文化情報機能等の導入を図るとともに、歴史物語都市を目指して歴史資源を活用した新たな都市拠点を形成する計画を進めています。

この計画の実現に向けて御活躍されているのが都市建設部次長の矢崎さんです。駅北口中央には交通ターミナル機能を備えた駅前広場、東側には甲府城の山手門を復元した歴史公園、西側には多目的広場を整備する予定であり、「現時点では広域的な交流拠点にふさわしい魅力に富んだ都市空間の構築に向けて、職員一丸となって、歴史公園や多目的広場の実施設計を進めるとともに、駅周辺へのNHK甲府放送局や県立図書館の誘致を推進しております。」とお話下さいました。



矢崎俊秀さん

(甲府市都市建設部次長)

巻頭 随想

[Zuisou] YAMANASHI JICHInoKAZE 2004#16

富士河口湖町長

小佐野 常夫



PROFILE

小佐野 常夫 Tsuneo Osano

昭和15年富士河口湖町（旧河口湖町）生まれ。河口湖町議会議員、町長を経て富士河口湖町の初代町長（旧河口湖町4期）に就任。河口湖町長就任以来、恵まれた環境と自然景観の保全に取り組み、人の五感に訴える観光地づくり「五感文化構想」を進める。一貫した政策により町全体の活性化が図られ、人口及び観光客数も着実に増加し、新町における広域振興を目指している。

著書 「五感観光奮戦記」平成14年9月

「整流」へのアプローチ

あゆみ

新生「富士河口湖町」は、顧みれば平成十五年六月二十六日第一回の法定協議会を立ち上げてから、二千にも及ぶ調整項目を分科会・専門部会及び小委員会更には幹事会で協議し、十七回にも及んだ協議会において、わずかな期間で調印まで運ぶことができました。これは何より町民や協議会委員の皆さんの互譲互助を基本とした深いご理解

とご協力をいただいた成果といえます。

町のシンボルである豊峰富士の北麓に位置する旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村は、緑豊かな自然と山々に恵まれ、青木ヶ原樹海に代表される森林と原野に覆われ、その間に火山噴出で堰き止められた河口湖、西湖があり、富士山の裾野には、広漠と日本屈指の景勝地を形成しています。

三位一体改革への取り組み

新町のスタートに当たっては、将来の財政を見据えた健全財政のルール及び基準づくりと位置付けることとし、基礎的編成をゼロベースとして取り組み、五つの基本方針を打ち出しました。一つ目は 通例としている事務事業を根本的に見直すこととし、長年にわたり全国規模で実施してきたイベントの中止及び町立図書館と学校図書館へ配置

した司書の一元化等、徹底した費用対効果を追及する。

二つ目として 経常経費の削減においては、例えば消防団員の減員、更には聖域とされていた敬老祝い金を対象者の理解を得ながら整理調整するなど、十五年度の旧町村と比較しながらスケールメリットを更に助長する。三つ目は 物件費の削減については、合併により増大した公用車両の削減と、諸公共施設警備関係の大幅な減額や保守部門

の見直し等、維持費の節減を図ること、更には通信関係では通知等各種配送物は可能な限り委託化し、軽減を図る。

四つ目は 人件費については、職員等の給与は、情勢適用の原則から年間給与を五年連続減額したが、更に管理職手当の一六%カット、更には残業による時間外手当の圧縮や県内旅費の日当廃止等、職員の理解を求めながら削減する。また我々三役並びに教育長の給与も五%をカットする。

五つ目として 新しい財源確保として、ゴミ対策においては、一定量以上の可燃ゴミの収集を有料としたが、結果として分別や生ゴミの水切りなど大量廃棄物の適正な処理の観点からも効果的に推移している。また町税の滞納対策には、町長直轄として特別収納対策班を設置する。

三位一体改革は、国対地方という単なる行政内部の問題ではなく、より住民の身近なところで政策決定や税の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを実現するものであり、この改革が地方自治の確立に資する緊急且つ重要な課題であるとするならば、まさに

地方自治が真価を問われるところであると痛感しております。

私は、「和と公正の政治」「決断と実行の政治」「敏速な行動」の三つを町政運営の基本姿勢として、特に職員にも慣例・妥協に流される傾向から脱皮し、意識改革に努めプラン・ドゥ・チェック+アクションを基本として目標に沿った、或いは計画に付随した行動を常に心掛けること、「なによりやる気をもたなければ町は後退する。」と説いております。

基盤整備

本町の自治体経営を確立するものとしての基盤整備は、観光の充実と企業誘致等産業基盤の充実であります。観光施策は国土交通省が民間観光関係組織と一体となった施策として取り組む、観光立国推進施策を積極的に進めるため韓国、台湾、香港、中国、タイ、シンガポール等の誘客数を03年実績の十万六千人を踏まえ、今年は二十万人を目標として取り組む必要があると思えます。勿論これらの施策には、観光関係団体や企業、更にはマスコミのご協力をいただく

ことが必須であります。

また、企業誘致に関しては、今日の経済情勢にあつて、景気は薄紙をはくように回復には向かっているようですが、合併の際に策定した新町建設計画の基本目標の一つにも「明日へのびゆく産業を指すまち」を掲げ、まちづくりの根幹をなす雇用の拡大を図ろうとするものであります。

そこで誘致の現状ですが化粧品、印刷関連等の企業数社が見込まれている状況であります。進出の要因については地理的優位性、交通アクセス、恵まれた自然環境による豊かな水資源や優秀な人材など本町の持つポテンシャルの高さが挙げられます。標高千メートルに位置する公有地の高度利用を、一貫とした誘致戦略をもつて取り組んできたことが企業に認められたものと認識しております。

今後の取り組み

こうした厳しさの中にあつて本町は、環境(地域づくり)教育(人づくり)観光(経済)交流(融和)の4Kを戦略目標として、環境への負荷の少ない自然と調和し

た循環型地域の形成。学校・地域・家庭における子どもの育成支援。地域資源の活用を図り観光産業関連の促進。すべての人が自立して生き活きとして生活し、一人ひとりの交流が深まり共生型社会を実現する町づくりを目指すことといたしております。

まぢがしへくらしづづへくらし

[shityouson relay]



「神代桜」 樹齢2000年、日本で最古の神代桜

武川村

息づく自然と、温かい人情が

いっぱいの小さな村

(まもなく北杜市に)

武川村は、山梨県の北西に位置し、南アルプス国立公園、南アルプス県立巨摩自然公園の東側玄関口として、壮大な甲斐駒ヶ岳の麓、大小六つの河川が流れる自然環境の豊かな村です。

また、村内には全国の百選が四つもあるなど、本村のある北巨摩郡の中では一番人口の少ない村なのですが、観光・文化資源は、県内のなかでも数多く、恵まれております。

武川村の歴史を紐解くと、本村の生い立ちは、昭和八年四月一日、当時の「武里村」と「新富村」の二ヶ村の村民の大同団結により、「武川村」として誕生したことに始まります。

なお、武川村という地名は、甲斐源氏の一族である一条時信が守護となった後、当地を分領し、武河の庄として開け、その

後、その一帯を武川筋と呼ぶようになったことに由来しています。

また、本村は、昭和三十年七月一日、旧駒城村の一部、柳沢区を合併し、今日の行政区域となりましたが、「武川村」として誕生して以来、七十一年目の本年十一月一日、近隣六町村と合併し、「北杜市」として、新たなスタートをきることになっています。

ちなみに、北杜市は、面積五百七十平方キロメートル、人口四万三千人の周囲を、八ヶ岳連峰、「秩父山地」、「茅ヶ岳」及び「甲斐駒ヶ岳」から連なる南アルプスの山々に囲まれた山梨県の中でも面積において最も大きな市となり、新市においては、自然と暮らしが調和する環境共生都市・自然が生み出す交流産業都市を目指して、豊かな自然

環境を生かした住環境の整備と
農業・観光業を柱とした産業振

興による地域づくりを進めて参
ります。

い

つまででもかわらないものがあります！

(全国に誇れる郷土のシンボル…日本一がこんなに！)

武川村は、面積六十・七八平
方キロメートル、人口は約三千
五百人ほどの南アルプスの緑豊
かな山懐に抱かれた小村であり
ますが、日本を代表する巨木、
名瀑があり、いつの時代も…い
つまでも、村の暮らしを見守っ
ています。

「山高の神代桜」

永い時の流れにじつと耐え、二
千年もの間、ただ一度さえ休む
ことなく花を咲かせてきた「山
高の神代桜」。

日本三大桜のひとつです。

日本武尊が東夷征定の折り、
この地に留まり、記念にこの桜
を植えたという伝説が残ってい
て、その後、日蓮聖人がこの木
の衰えを見て回復を祈ったとこ
ろ、再生したため、別名「妙法
桜」ともいわれています。

神代桜は、村の小高い山高地
区にある実相寺に古来より生き
てきました。

根回りは、実に十三・五メー
トル。日本一のエドヒガンの古木
です。

大正十一年十月に国指定天然
記念物の第一号として指定され
ています。

この桜だけが持つ、長く生き
続けてきた誇り、逞しさ…。

私たちに与えてくれるものは
花の美しさだけではありません。
懸命に生きる力とその尊さにそ
の美を感じ、感動するのです。

日本一の桜が生きる、武川村。

「萬休院の舞鶴松」

萬休院本堂入口にある「舞鶴
松」。

全体の樹形が美しく、枝の上
に傘状の枝を重ねて左右に伸長
し、その名のように鶴が翼を広
げた姿によく似ています。

樹齢は約四百年。赤松の
名木です。

樹高九メートル、根元の周囲
四メートル、主幹は地上約二メ

ートルの高さのところを四方に
折れ広がり、全体の枝回りは七
十四メートルとなっています。

長い歳月を経ていますが、勢
いは、今なお盛んです。

赤松としては、全国でも稀に
みる名木で、昭和九年一月、国
指定天然記念物に指定され、「神
代桜」と同様、平成二年六月、
全国の新日本名木百選に選定さ
れています。

「精進ヶ滝」

石空川渓谷を遊行すると、標高
千四百メートルの深い緑の中に突
如として、大きな滝が現れます。

これが、標高日本一の名瀑、
落差百二十一メートルの精進ヶ
滝です。

切り立った岩を一気に流れ落
ち、飛沫は周囲に広がって霧と
かすみます。

夏でも肌寒

さを感じさせ
るこの滝の勢
いは、見る者
を唖然とさせ、
まさに圧巻の
限りです。

なお、この
流れは、四季
を通じて楽し
め、南アルプ



「精進ヶ滝」 落差は、なんと121m、華厳の
滝より大きな滝です。

入からの清らかでおいしい水を
提供してくれています。

「おいしい日本一の
武川村米!!」

おいしいお米は、武川村米。

甲斐駒ヶ岳の懐深く、石英の
水に洗われた砂質壤土は、米づ
くりにも最適であり、大武川、小
武川の水にも恵まれた土地柄か
ら、本村では、幻の米「農林48
号」を創造しています。

武川村米の特徴は、素晴らしい
食味と艶と粘り。そして香り
です。

おいしさ日本一の武川村米を
ぜひ一度、ご賞味ください。

長いも、うどん、しいたけ、大
豆、りんごなど…。

お米以外にも、まだまだ、た
くさんのおいしい農産物がてん
こ盛りです。

緑

豊かな自然の中で…

人気の温泉も！

「フレンドパークむかわで遊ぼう！」

「フレンドパークむかわ」は、大武川の河川沿いにつくられた自然あふれる河川公園です。

この公園は、本村を象徴する「水」をメインテーマに、源流から海に至るまでの「水の一生」を公園内で再現しています。

溪流ゾーン・海ゾーンでは、水の中でも遊ぶことが出来るため、子供達にも好評です。

また、毎年七月には、「こども祭り」を行っていて、今年も、大勢の人で賑わいました。

なお、公園内には、オートキャンプ場、キャンプエリア、バーベキューエリアなど、アウトドアを満喫できるエリアが用意されていて、楽しく快適な休日が過ごせます。

「たまには…むかわの湯で骨休めでも？」

本村では、二十一世紀が幕を開けた平成十三年一月、温



「水車」 南アルプスから流れてくるきれいな水は、おいしい武川米の源です。

泉施設「むかわの湯」をオープンしました。

泉質は、ナトリウム塩化物泉（「熱の湯」とも言われる）です。で、保温効果も高く、湯冷めしにくいことから、体も心もほっかほかになります。

村内外の多くの皆さん方にふれあいの場として、また、文字通り、心温まるくつろぎの場として、気楽にご利用いただけます。

新市になっても

武川村の良さは永遠に！

水と緑に恵まれた美しい「武川村」。

北杜市になっても、いままでも先代が守ってきたこの財産をこれからも守り、そして快適で住み良い環境整備をさらに進めていきたいと思えます。

また、きれいな水を未来永劫まで守るため、下水道整備の早期完成を目玉として、農業、観光等、共に連携をとりながら新しい時代に対応できる産業振興を指していきたいと考えます。

新市になっても武川の良さを大切に、これか



「全景」 美しい自然は、武川村民の宝です。

らも、安心して暮らせるまちづくり、美しい景観づくり、多様な産業振興への創造等、活力ある地域づくり推進のため、自らの創意工夫による積極的なまちづくりを推進していきたいと考えています。

地域活性化へ

の新たな動き

地方自治体が、自らの責任と判断により活力溢れる地域を築いていけるよう、様々な制度の創設や見直しが行われるとともに、地域再生に向けた取り組みなどが進められている。

また、地方交付税の総額の削減などが改革の初年度として実施され、多くの自治体の不評をかった三位一体の改革も、地方の自由度を高めるといふ、本来の理念を実現する方向で検討が進められている。

個性豊かで魅力に溢れる地域社会が、我が国全体の発展を支える時代の到来が見込まれる中、こうした動向を的確に把握し、地域活性化のための取り組みへとつなげていくことが必要である。

特集1「合併関連三法について

県市町村課 平賀 太裕

特集2「三位一体の改革」のゆくえ

県市町村課 吉澤 公博

特集3「地域再生制度と本県の取組状況について

県政策秘書室 手塚 伸

特集4「次世代育成支援に向けて

県児童家庭課 神宮司 易

合併関連三法について



Tahiro Hiraga

平賀 太裕

県市町村課

特集

1

はじめに

市町村の合併の特例等に関する法律、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律のいわゆる合併関連三法は、平成十六年五月十九日に参議院で可決・成立し、同月二十六日に公布されました。(以下、合併関連三法を「合併新法」「改正合併特例法」「改正地方自治法」と表記します。)

これら三法の内容については、既にいくつかの雑誌で詳細な解説がなされていますので、本稿では実際の合併協議を進めるに当たって議論となる点を中心にその概要を説明することとします。

なお、文中意見にわたる部分は私見であることをはじめにお断りしておきます。

合併新法

三つのポイント

1 障害除去の継続・拡大と

財政措置の廃止・縮小

合併新法においても、現在の合併に関する特例措置のうち、

議員の在任・定数特例、地方税の不均一課税、県議会議員の選挙区特例等障害を除去するための措置については、基本的に存置されています。市の要件に係るいわゆる三万市特例について

2

1

も、国会審議の過程で議員修正により現行の特例が維持されました。

また、一部事務組合等に関する特例では、組織団体のうちに合併に関係しない市町村がある場合に、組合を存続させるための手続き簡素化の要件が拡大されたほか、合併関係市町村すべてが組織団体となっている場合に、規約変更等の手続きを一定期間(六か月)猶予する規定が創設されました。

一方で、現在市町村合併を進めるに当たって大きな魅力となっている事業、基金に対する合併特例償は廃止されることにも、地方交付税の合併算定替についても現行の特例期間十年を段階的に五年に短縮する(激変緩和の五年は継続)など、財政上の優遇措置は廃止又は縮小されています。

2 合併特例区制度等の創設

合併に際して、五年以内の期間に限り、一又は複数の旧市町村単位で法人格を持つ合併特例区を設置できる制度が創設されました。また、後述する改正地方自治法で一般制度として創設された地域自治区に関する特例も設けられています。

合併特例区は、法人格のある特別地方公共団体として規則制定権、予算編成・決算調製権をもち、その下に置かれる合併特例区協議会を中心に、合併市町村の当該地域に対する行財政運営に関して審議し、建議するなどの権能が与えられます。

また、合併特例区の大きな特徴は、その名称を住居表示に使用できること、換言すれば合併前の市町村の名称を存続できることにあります。(合併新法、改正合併特例法による地域自治区も同様)

ただし、この旧市町村の名称を将来にわたって使用し続けるためには、期間経過後において改正地方自治法に基づく地域自治区を合併市町村の全域に設置する必要があることに留意しなければなりません。

さらに、この合併特例区及び地域自治区は、地域審議会と相まって、合併関係市町村の多様なニーズに応え、同時に行政と住民との協働を促進する反面、合併市町村の速やかな一体性を実現する上では、その阻害要因ともなりかねません。従って、制度の導入には十分な検討が望まれます。

3 合併推進への国・県の関与

合併新法においては、総務大臣が自主的な合併を推進するための基本的な指針(基本指針)を定め、この指針に基づいて都道府県が合併推進に関する構想を定めることとされています。

基本指針は、平成十七年三月までの合併状況を踏まえ、合併新法が施行される同年四月以降の早い時期に公表されることになっていきます。昨年十一月の地方制度調査会答申(「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」)で取り上げられた小規模市町村の目安を「おおむね人口一万未満」とすることも、この基本指針の中に明記されることになります。

また、都道府県が定める構想は、自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村を

対象として、新たに条例で設置する市町村合併推進協議会の意見を聴いたうえで、合併の組合せなどを規定します。さらに、都道府県知事はこの組合せにより合併協議会を設置するよう勧告することができですが、この場合には、あらかじめ対象市町村の意見を聴かなければなりません。

このほか、合併調整委員によるあつせん・調停、合併協議推進勧告の制度を設けていますが、これらはいずれも市町村間の合併協議を推進することを目的としたものであり、合併そのものを勧告するものではありません。

改正合併特例法

事実上の期限延長

合併特例法は、平成十七年三月までの限時法ですが、改正によりその適用期限が事実上延長されることになりました。

③

つまり、これまでは期限までに合併しなければならなかったところが、合併関係市町村による知事への合併申請が行われ、平成十八年三月までに合併すれば改正合併特例法の規定が適用されることになりました。

前述のとおり合併新法では、合併特例債が廃止され、合併算定替の期間も短縮されていますので、改正合併特例法が適用されることでこれらの財政的優遇措置を受けられることとなります。

このほか、改正合併特例法では、合併特例区、地域自治区の特例、一部事務組合の特例の拡充について、合併新法を先取りする形で同様の規定が設けられました。

改正地方自治法

住民自治の強化

合併関連三法は、基本的に地方制度調査会答申を踏まえたものですが、改正地方自治法は、これに加え、構造改革特区制度に基づいて提案された規制の特例措置のうち、規制そのものを見直すことが適当とされた事項を盛り込んでいます。

従って、その内容は多岐にわたりますが、中でも住民との協働の地域づくりを進める観点から、新たな市町村自治のあり方として地域自治区の制度を創設したことが画期的であると言われています。

地域自治区は市町村長の事務を分掌し、住民の意見を反映させつつこれを処理するものとされ、設置する場合には、市町村

の全域を対象にその区域を分けて置くこととなります。(市町村内の一部の地域にのみ設置することはできない。)

なお、地域自治区を合併新法又は改正合併特例法の特例により設置する場合には、住居表示における名称使用や一部の地域にのみ設置できるなどの例外が認められています。

このほか、改正地方自治法では、条例による事務処理特例の拡充、収入役制度の改正、議定例会の招集回数等の自由化、財務会計制度の改正等が行われています。ここでは説明を割愛しますが市町村の行政運営に直接係わりのある事項を含んでいますので、今秋にも公布される関係政令と併せて、その内容に留意する必要があります。

④

施行期日等

合併関連三法の施行期日等は次のとおりです。
合併新法

平成十七年四月一日から施行し、平成二十二年三月三十一日に失効する。
改正合併特例法

公布の日(五月二十六日)から起算して六月以内の政令で定める日から施行する。ただし、

一部事務組合の特例等については、公布の日から施行する。(一部規定については施行日の六十日後から適用)

改正地方自治法

公布の日(五月二十六日)から起算して六月以内の政令で定める日から施行する。(一部規定は平成十七年四月一日から施行)

⑤

おわりに

合併関連三法は、地方分権改革を一層確かなものとするため、地域における総合的かつ包括的な行政主体たる市町村を確立することに主眼が置かれています。このため、その内容は重要かつ多岐にわたり、平成十二年の地方分権一括法以来の地方自治制度をめぐる大改正といわれています。

地方行政に携わる皆様が十分法令を研究され、適切な運用がなされますよう期待しています。

⑥



改正合併特例法と合併新法との比較(概要)

	改正合併特例法	合併新法
地方自治法の特例等		
市の要件	市の要件は人口3万以上 市を含む合併後の自治体は市	(原案修正により改正合併特例法と同じ)
議員の定数	設置選挙は法定上限の2倍まで可能	
議員の在任	新設：2年以内在任可能 編入：編入する市町村の任期+次回割増	
一部事務組合等	(改正合併特例法により新法と同じ)	一部事務組合等の存続手続きの簡素化 全市町村加入組合等の手続猶予(6か月)
地方税	5年以内の不均一課税が可能	
地方交付税	基準財政需要額の測定単位の数値補正 合併算定替 10年+激変緩和5年	[9(最初2年)・7(2)・5(1)]年+5年
地方債	事業、基金(特定経費)に合併特例債を認め、償還財源を基準財政需要額に算入	(無)
地域自治区	(改正合併特例法により新法と同じ)	一又は複数の旧市町村単位で設置可能 特別職の区長を置くことが可能 住居表示に地域自治区の名称(永続可)
合併特例区		
合併特例区	(改正合併特例法により新法と同じ)	協議により、期間を定めて、一又は複数の旧市町村単位で設置する特別地方公共団体(法人格有り)
設置・解散		知事の認可(廃置分合に併せ申請)、期間満了か次の合併で解散
規約		名称、区域、期間(5年以内)、事務所の位置、区長の任期等
区長		長が選任、任期2年以内、助役等と兼職可、特別職、規則制定権
財務関係		合併市町村が財源措置し、特例区において予算編成・決算調製 長期借入金及び債券発行(起債)は不可、公の施設の設置は可能
住居表示		住居表示に合併特例区の名称を使用、期間満了後も永続可
特例区協議会		必置、組織及び運営に関する事項は規約
構成員		長が選任、任期2年以内、無報酬も可
権限		特例区予算への同意権、特例区の事務に関して審議、建議
市町村の合併の推進に関する構想等		
基本指針	(無)	大臣は基本指針を策定 ・合併推進の基本的事項、県の構想の基準
構想の作成等	(無)	合併推進すべき市町村を対象に県が策定
規定事項	(無)	構想対象市町村の組合せ等
審議会	(無)	合議制の市町村合併推進審議会を設置 構想に対して意見、合併に関し調査審議
知事の合併協設置勧告 投票の請求等	市町村の意見を聴き協議会設置勧告 (地方自治法による一般的な設置勧告)	(構想対象市町村の意見を聴き) 勧告を受けた市町村長は議会に付議 ・否決市町村長又住民による投票実施請求
あっせん調停	(無)	知事は、合併協議が調わないときは申請に基づき調整委員を任命し、あっせん又は調停
協議への勧告	(無)	知事は、合併協議の推進に関し勧告

「三位一体の改革」のゆくえ

Kimihito Yoshizawa

吉澤 公博

県市町村課

特集

2

はじめに

①

去る六月四日に、小泉内閣は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」（以下「骨太方針二〇〇四」という。）を閣議決定しました。

政府は、この骨太方針二〇〇四に基づいて、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、人口の減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤を確立することにより、平成十八年度以降には概ね二％程度あるいはそれ以上の名目成長率が見込まれるものとしています。

また、平成十七年度及び十八年度の二年間を「重点強化期間」と位置づけ、その間の主な課題として

一 「官から民へ」、「国から地方へ」

の徹底

二 「官の改革」の強化

三 「民の改革」の推進

四 「人間力」の抜本的強化

五 「持続的な安全・安心」の確立

を掲げています。

そして、この期間中に、規制改革、予算制度の改革、公務員制度や特殊法人等の改革、医療・介護保険等の見直しなどに加え、「国から地方へ」の徹底の一環として「三位一体の改革」を実施することとしています。この改革は、地方における税財源面での自由度と裁量度を拡大するための自主財源の拡充により地方分権を推進すること、すなわち、地方が自らの権限と責任の下、自らの財源で住民に必要な行政サービスを提供すると同時に、国と地方を通じた簡素で効率的な行政システムを構築することにより、地域の真の自立を図るうとするものです。

改革の全体像は、本年秋に明らかになる予定ですが、本稿ではこれまでの取組状況等について概観することにします。

改革の内容

②

地方が自立して、自らの創意工夫と責任で政策決定をするためには、地方の支出は自らの財源で賄う必要があります。また、昨今の厳しい経済環境の下で、財政の健全化を図るためには、国と地方を通じた行政のスリム化と歳出の見直しも必要となります。

こうしたことから、政府は、平成十四年六月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」を閣議決定し、その中で、

- 「国庫補助負担金の改革」
- 「地方交付税の改革」
- 「国から地方への税源移譲を含む税源配分の見直し」

について三位一体で検討することとし（これを称して「三位一体の改革」という）、今後一年以内にそれらの望ましい姿と、そこに至る具体的な改革工程を含む改革案を取りまとめることになりました。

その後、平成十五年六月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」が閣議決定され、その中で、次のとお

り改革の内容及びその期間と数値目標が設定されました。

国庫補助負担金は、平成十八年度までに概ね四兆円程度を目処に廃止・縮減等を行う。

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、平成十八年度までの「改革と展望」の期間中に縮小していく。

地方財政計画上の歳出の徹底的な見直し

- ・国庫補助負担金の廃止・縮減による補助事業の抑制
- ・人員を四万人以上純減
- ・投資的経費（単独）を平成二〇〇三年度の水準を目安に抑制
- ・一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制
- ・算定方法の簡素化と段階補正の見直し
- ・不交付団体（市町村）の人口割合の大幅な増加
- ・財政力格差の調整への適切な対応

税源移譲は、基幹税の充実を基本に、補助金の性格等を勘案しつつ削減額の八割程度を

目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。

この方針により、それまでできなかつた国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲に関して一定の結論を出し、とりわけその実施期間と数値目標を定めたと、そして「税源移譲は基幹税で行う」と決めたことは画期的なことだと評価されているとこ

国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するためには、まず、国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金の在り方の抜本的な見直しが必要となります。

そこで国では、平成十八年度までの「改革と展望」の期間中に約四兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うこととし、平成十五年度にその「芽だし」として約五、六〇〇億円、平成十六年度には約一兆三〇〇億円の国庫補助負担金が廃止・縮減され、今後十八年度までに、さらに約三兆円の国庫補助負担金が廃止・縮減される見通しです。

しかし、平成十六年度の地方財政計画では、平成十五年度及び十六年度の国庫補助負担金の廃止・縮減の合計、約一兆五、九〇〇億円に対して、約六、五〇〇億円のみが税源移譲される結果となりました。これは、公共事業をはじめ奨励的補助金の削減に対して、税源移譲がなされなかつたことによるものです。（資料1参照）

この改革に対する地方団体からの反発は激しく、国としても今後地方の意見に十分耳を傾けることを余儀なくされることになり、骨太方針二〇〇四においては、概ね三兆円規模の税源移譲を目指す前提として、地方団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請がありました。

この要請を受け、まず地方団体が廃止・縮減する国庫補助負担金の選定を行い、その後、この素案を基に、内閣府に設置された経済財政諮問会議において審議し決定する運びとなりました。

地方の立場からは、国庫補助負担金の廃止・縮減とそれに伴う税源移譲は、地方の裁量を高め自主性を大幅に拡大するために行う訳ですから、単に数字合

わせに都合のいい事務事業を選択するのではなく、それにより行政サービスの質をいかに高められるかという視点からの検討が必要であると考えます。

地方交付税の改革

地方交付税は、地方団体間における財政力の格

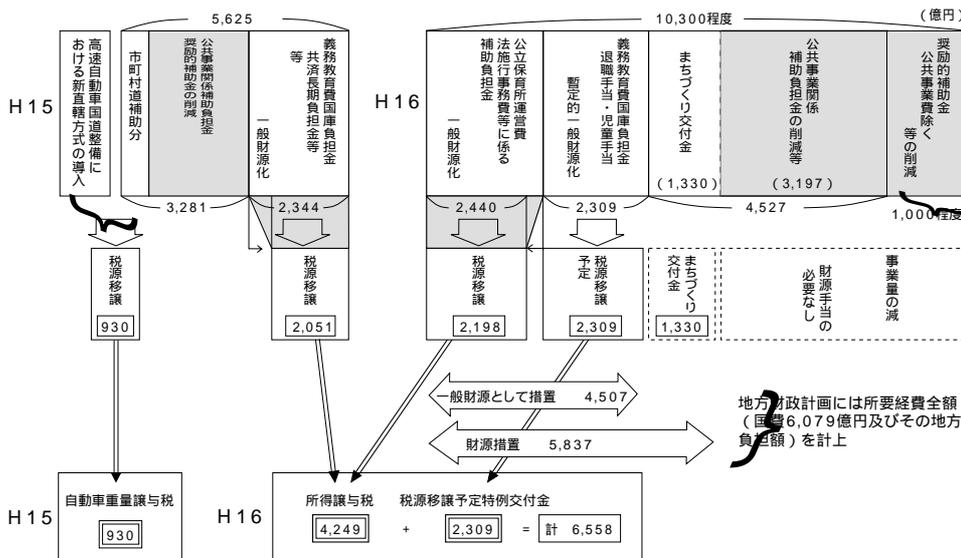
差を解消するため、に財源の均てん化を図る「財源調整機能」とともに、行政の計画的な運営を可能にするために必要な財源を保障する「財源保障機能」とを併せ有しています。

これらの機能により、これまでは地方団体が一定水準の行政サービスを確保することが国によって保証されていきましたが、真の地方財政の自立を図るためには、前述の国庫補助負担金の廃止・縮減と併せて、この地方交付税への

依存体質からの脱却を図る必要がありま。

そして、この脱却への道筋は、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じてなされるはずでしたが、平成十六年度における地方交付税総額の削減は、予算編成に際して唐突に行われることになり、単

資料1 国庫補助負担金改革のイメージ(概数)



に国の財政再建を目的としたものではなかったのか、との指摘がされています。

このため、事務事業の見直しや定員管理及び給与の適正化による経費の節減、あるいは公共事業費の削減等による歳出規模の抑制について一定の理解と評価はできますが、平成十六年度の地方財政計画において、地方交付税が対前年度六・五%減、普通交付税の振り替わりである臨時財政対策債が対前年度二八・六%減、これらを合わせた総額では、実に二・〇%、約二兆八、六〇〇億円の大幅な減となったことに對し、地方団体から大きな不満が噴出しました。

本県市町村においても、普通交付税の交付決定額が、約七一三億円(対前年度三・五%減)、臨時財政対策債発行可能額は、約一七二億円(対前年度二九・四%減)、総額では九・九%、約九七億円の減となったところ(資料2参照)です。

地方交付税の改革が、今後とも単なる国の財政健全化のためだけに一方的に押し進められるとすれば、住民が受けるべき標準的なサービス水準を地方団体が維持することは到底不可能だといえます。

法令により義務づけられた事務に要する財源等、地方団体が真に必要な財源の確保を目的とする地方交付税の財源保障機能は、改革がどのような形で進められるとしても堅持していく必要があるものと考えます。

税源移譲を含む税源配分の見直し

税源移譲については、個別事業の見直し及び精査を行った上で、補助金の性格等を勘案しながら八割程度を目安として移譲することとし、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲することとされました。

この結果、平成十八年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、平成十六年度の税制改正では、その間の暫定措置として、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方に譲与する所得課与税が創設されました。

また、義務教育費国庫負担金の退職手当及び児童手当については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、平成十六年度は税源移譲予定特別交付金として交付され

資料2 平成16年度普通交付税の交付決定額等

1 普通交付税額 (単位: 千円、%)					
区分	平成16年度	平成15年度	増減額	増減率	全国総額
県分	129,462,013	138,932,487	9,470,474	6.8	7.1
市町村分	71,311,306	73,910,525	2,599,219	3.5	5.7
計	200,773,319	212,843,012	12,069,693	5.7	6.6

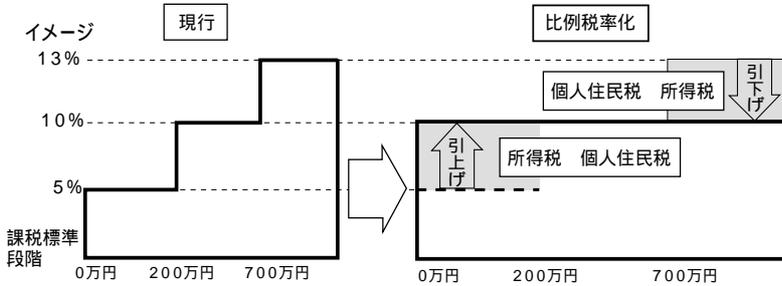
2 臨時財政対策債 (単位: 千円、%)					
区分	平成16年度	平成15年度	増減額	増減率	全国総額
県分	28,610,101	39,791,120	11,181,019	28.1	28.6
市町村分	17,169,831	24,306,544	7,136,713	29.4	28.8
計	45,779,932	64,097,664	18,317,732	28.6	28.7

3 普通交付税額+臨時財政対策債 (単位: 千円、%)					
区分	平成16年度	平成15年度	増減額	増減率	全国総額
県分	158,072,114	178,723,607	20,651,493	11.6	12.1
市町村分	88,481,137	98,217,069	9,735,932	9.9	12.4
計	246,553,251	276,940,676	30,387,425	11.0	12.2

資料3 税源移譲

(出典) 地方分権推進のための「地方税財政改革」(「三位一体の改革」について) 平成16年4月26日 総務大臣 麻生 太郎

個人住民税(所得割)の10%比例税率化により、約3兆円規模の税源移譲を実施。



これに伴う納税者負担の調整等のため、所得税(国税)においても、所要の制度改革を実施。

ることになりました。
「税源移譲に関しては現在、国庫補助負担金の廃止・縮減と併せ、国及び地方を含めて侃々諤々の議論がされていますが、地方の自主性及び主体性を高め、地域の自立を促進するためにも、その内容を十分に吟味し議論を深めていく必要があります。」
本年四月には、国庫補助負担金の廃止・縮減に当たっては、税源移譲を先行決定すべし」とする総務大臣の見解も出されたこと

るですが、骨太方針二〇〇四に基づき、税源移譲の規模は概ね三兆円とし、税の応益性や偏在度の縮小といった観点から、個人住民税所得割の税率を一〇%にフラット化する方向で検討されています。(資料3参照)
しかし、税源移譲は決して国の歳入削減の手段として、地方に負担を転嫁するものであってはならず、また、税源移譲が行われることにより却って地域間の税収格差や財政力の差が広が

るのではないかと予測もされています。このため、地方交付税の改革の中では、『財源調整機能の強化』の必要性も謳われていますが、『交付税総額の抑

地域の実現は必要不可欠です。そして、自らの力で地域を創り上げるといふ地方主権を確立するためにも、この改革に対して、地方が積極的に意見を述べることは極めて重要なことです。
今回、国から要請された国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめは、地方の真の自立を目指す地方団体に課された試金石ともいえますが、全国知事会をはじめ地方団体による精力的な意見調整が行われたところであり、その結果については、今後の三位一体の改革に適切に反映されるべきものです。

市町村合併についても然りです。骨太方針二〇〇四においても、地方分権を推進し、地域の再生あるいは活性化を図るため

おわりに

には、住民に身近な自治体である市町村の行財政基盤を強化することが不可欠であり、市町村合併を引き続き強力に推進することが必要であるとしてい

「自己責任による自己決定権」を行使できるかどうかにかかっています。
改革のゆくえは、地方が自ら切り開かなければならない、まさに茨の道ですが、また地域の真の自立へと通じる希望の扉でもあります。

三位一体の改革の成否は、地方団体が、改革の早い段階から明確な意思表示を行い、改革に実質的に関与していくとともに、この改革が概ね完了した時点で、いかに確固たる信念をもって、地方主権の本分である

制』という二律背反的な課題を同時に解決していかなければならないところにその難しさがあるとされています。



地域再生制度と本県の取組状況について

Shin Tezuka

手塚 伸

県政策秘書室

特集

3

はじめに

①

我が国の経済状況は、全体としては景気回復の兆しが見えているものの、地域の産業構成や輸出競争力の違いなどを背景にして、その回復の状況には大きな地域差がみられるところ です。特に、大都市部と異なり地方においては、まだまだ着実に景気が回復しているとは言い難い状況が続いています。

また、経済活動の国際化や少子高齢化などの構造変化も進んでおり、地域への影響も無視できません。高齢化が進み、既に人口が減少に転じている地域もあり、さらに、海外への生産移転や公共投資の縮減等により、関連産業からの離職者の増加も懸念されています。こうした変化の結果、地域経済は、地域産業の衰退、これによる雇用悪化の懸念、中心市街地の空洞化等、深刻な問題に直面しており、構

造改革の必要性が高まっています。

その一方で、社会の成熟化、環境重視への価値観の変化等に伴い、例えば、地域の歴史や文化、味覚や風土を再発見する観光や、食の安全ニーズの高まりに対応した産地直送販売等、地域の良さや個性を最大限に活かした取り組みで成果をあげている事例が増えつつあります。また、インターネット等の情報通信網や各種基盤整備に支えられながら、他にまねのできない独自の優れた技術力等を活かして、地域に根ざしつつ新たな可能性を切り開いている企業活動も見られます。

こうした状況をみまると、地域の持つ可能性や潜在力に着目して、今日、地域が直面する様々な課題の解決に結びつけていくような「プラス思考」の構造

改革」を地域から推進していく必要がある一方、多くの地域において、人材、制度、資金など様々な制約に直面し、地域再生への道筋を見いだせず苦悩しています。

地域の多様な発展があつてこそ国全体の発展があることから、それぞれの地域の可能性や潜在力が開花することによる地域の真の自立と再生を目指し

地域再生計画と 構造改革特別区域制度

さて、それでは地域再生制度とは一体どのようなものなのでしょう。制度の内容を明らかにする前に、構造改革特別区域制度(以下「特区制度」という)について若干説明します。

特区制度については、本誌の第十四号(昨年十一月発行)で説明しましたが、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」の方針の下、地域の発展の阻害要因になつていく国の様々な規制について、地域からの提案に基づき、特定地域のみにその規制を緩和し、地域の構造改革を推進しよ

て、昨年十月二十四日、国は地域再生本部を設置しました。また、本年二月二十七日には、「地域再生推進のためのプログラム」(以下「プログラム」という)を策定し、各種の制度改革や支援施策を国と地方が一体となつて進めることにより、地域経済の活性化と地域雇用の創造の実現を図ることとしています。

②

うとするものです。

本県におきましても、昨年四月に特区制度を活用し、農業生産法人以外の民間会社が、農地を賃借し、醸造用ブドウの生産からワイン醸造までできるような「ワイン産業振興特区」が認定され、現在、二社がこの制度を活用して、醸造用ブドウの栽培を行っています。

この他にも本県では、県・市町村を通じて、六つの特区が認定されています。また、昨年四月の第一次認定以来五回の認定が行われ、現在、全国において合計で三百八十六件の特区が認

定され、活発な活動が展開されています。

特区制度は、次の二点でこれまでの地域振興諸制度とは大きく異なっています。

(1) 知恵と工夫の競争による地域活性化を図るため、

国があらかじめモデルを示すのではなく、自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会活力を引き出していけるような制度へ発想を転換した。

規制は全国一律でなければならぬという考えから、地域の特性に応じた規制を認めるという考え方に転換した。

(2) 自助と自立の精神の尊重を図るため、

特別措置の導入によって、構造改革特区内外において発生する可能性のある弊害を防止する

ための措置は、地方自治体が主体的に対応する。

従来型の財政措置は講じないこととした。

こうした新しい視点を有した特区制度は、地域活性化に大きく役立つっており、本県でも、地域主体の新しい動きが数多く生まれています。今回スタートした地域再生制度においても、特区制度の中で培われてきた地域の自立の精神と活性化の芽を更に大きく育てていくために、できるだけ現場に近い意欲ある地方自治体が、住民や民間事業者などの地域の構成員と一丸となつて、地域の特性を踏まえつつ主体的かつ計画的な取り組みを進めていくことが求められています。

地域再生計画の 特徴

構造改革特区は、新しい切り口から、地域の活性化を進めるための重要な手段として活用されてきましたが、推進の過程で

課題も発生しました。それは、特区制度は、できる限り幅広く規制の緩和を進めようとするものですが、一部の分野について

③

は対象としなかったこととです。そのうち特に重要なものは、国と地方、あるいは行政と民間との間の権限のあり方と補助金等に係る財源調整や仕組みの改正の問題でした。

しかし、地域再生の足取りを確実なものとするためには、どうしてもこの二点に取り組み必要があることから、地域再生制度は、構造改革特区の思想を受け継ぎながらも、こうした点に工夫を凝らし、地域における有形・無形の資源が有効に活用される状況を作り出すとともに、

ヒト・モノ・カネ・ノウハウ等の要素が有機的に結びつき加価値を生み出す「好循環」を地域に根ざした形で実現していくこととしています。

また、特区同様、個人、民間事業者、NPO、地方自治体など、どなたでも地域再生のための提案ができるとともに、内閣官房地域再生推進室が窓口となり、ワンストップで関係省庁との調整を行い、必要な支援措置を講じることとなっています。

地域再生計画の

内容

地域再生推進本部は、「プログラム」を策定するに当たり、平成十六年一月上旬に、全国から地域再生のための提案募集を行いました。この結果、全国の三百九十二の主体から六百七十二件の提案が寄せられ、内容を検討した結果、地域限定の支援措置二十三本、全国レベルでの支援措置百十八本をプログラム

に位置づけました。これらの概要は以下のとおりです。



項目	主な内容	例示
補助対象施設等の有効活用	行政ニーズが著しく減少した場合、有効活用のために転用を弾力的に容認、また、増改築に際してリニューアル債を措置	廃校を、NPO法人や民間企業等による都市農村交流事業の拠点として活用
地域主導による公物管理の実現	国・県管理の道路・河川について、市町村主導で柔軟な占有が可能に	河川敷地でのカヌー・レガッタ大会等の開催や各種路上イベントの開催
アウトソーシングの促進	行政サービス等について、アウトソーシングにより潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出	河川・道路・公営住宅等における指定管理者制度の活用、都市公園施設の民間事業者等による管理
地域再生雇用支援ネットワーク事業の創設	自ら主体的に地域再生に取り組む市町村等を雇用面から総合的に支援	地域のワンストップ相談窓口で、企業や創業者が求める人材を確保するためのハローワークや助成金の活用方策などをアドバイス
地域再生に関するノウハウ等の支援窓口の設置	地域の問題解決に向け、構想段階からノウハウ等を積極的に提供	「地域再生伝道師」制度の導入（地域と国との情報の相互発信の拠点の設置）
地域の基幹産業の再生	建設業の経営革新や農林水産業の再生を促進、中小企業の挑戦・再生を支援	建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議の開催
地域観光の活性化等	「観光地活性化標識ガイドライン」の策定、エコツーリズム関連モデル事業実施	「エコツーリズム」の推進に向けた地域支援
地域再生実験の推進	地域特性を活かした先進的な「地域再生実験」を積極的に推進	農作物の残さ等を活用したメタン発酵等によるエネルギー利用を促進
支援施策の連携・集中	計画認定地域を重点的に支援するよう配慮するなど施策を集中等	「まちづくり交付金」等の積極的活用等
政策金融等の利便性の向上	事業者に対する円滑な資金供給を確保	日本政策投資銀行の融資の活用

第一次認定の内容

これらの支援措置に基づいて、国は、各地方自治体から認定申請を受け付け、本年六月十五日に、第一回の地域再生計画の認定を行いました。この結果、全国から申請された様々な分野の地域再生計画二百十四件が認定されました。詳細は下図のとおりです。

分野	計画数
住環境・コミュニティ再生	47
地場産業・中小企業活性化	18
産業再生・産学連携・雇用創出	37
都市農山漁村交流・農林水産・バイオマス	30
観光・国際交流	61
文化・生涯学習	12
生活福祉	9
合計	214

5

おわりに

これまでの地域振興制度は、国がモデルを示し、地域がこれに沿った計画を策定することにより様々な財政支援措置等を受けるといったものでした。これに対して、地域再生計画や構造改革特区では、地域の創意と工夫に基づき地域発の構想を作成し、それらが地域独自の政策として

実現していくという意味で画期的な制度となっております。

今回、特区制度に加え地域再生制度が創設されたことにより、規制緩和と支援措置の双方が活用できますので、地域の創意・工夫に基づく質の高い構想が実現性の高い地域政策を創りだし、地域の再生と構造改革を一層推

7

本県の取組状況

本県におきましても、観光・雇用創出などの分野の地域再生計画五件が認定されましたが、その概要は下図のとおりです。

また、この六月には、地域再生に関する第二次提案募集を行い、全国から六百七十三件の提案が寄せられました。本県からも、民間企業を含む十一の団体から十八件の構想が国に対して提案されました。(構造改革特区への提案を含む。)これらの提案を基に、更に支援措置が充実されていくものと思われま

申請主体名	地域再生計画の名称
山梨県	やまなしコミュニティビジネス地域創造プラン
山梨県	「富士の国やまなし」観光振興計画
山梨県	やまなし若者しごとプラン
山梨県 甲府市	「歴史と文化を感じさせる街」～中心市街地活性化～
山梨市	“輝き”やまなし創生計画

6

進していくことは間違いありません。

各地域におかれましては、提案募集等の制度や支援メニューを活用し、積極的に地域再生に関する構想を練り上げ、国に対して認定申請することにより地域の活性化を図るようお願い申し上げます。

なお、県では、ホームページに構造改革特区・地域再生の「トナ」を設け、制度の解説等を行っ

ておりますので、是非一度ご覧いただけますとともに、地域再生伝道師を配置し皆様方のご相談に対応する態勢を整えておりますので、ご不明の点がありましたら、遠慮なく左記までご相談ください。

県庁政策秘書室
電話 055-2223-1316
e-mail: seisaku-
hs@pref.yamanashi.lg.jp

次世代育成支援に向けて



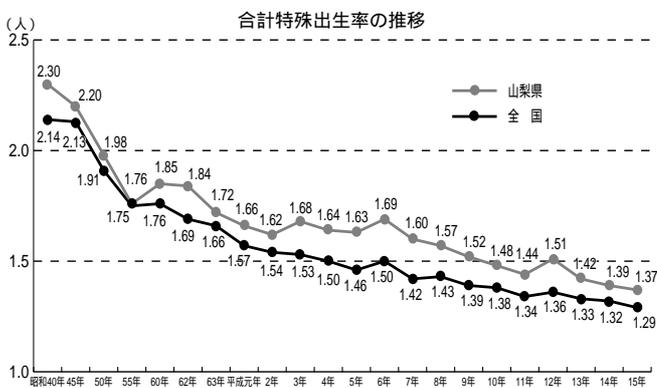
少子化の傾向と影響

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数とされている合計特殊出生率が平成十五年には一・二九(本県一・三七)となり、昭和四十年代後半の第二次ベビーブーム以降減少傾向にあります。(図表一)

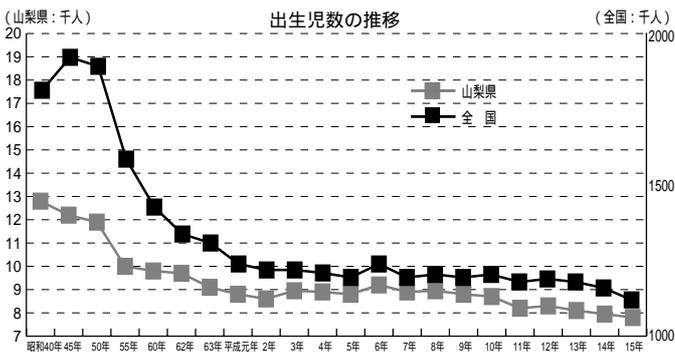
また、出生児数においても平成十五年には百十二万四千余人余(本県七千七百二十一人)と減少傾向にあり、第二次ベビーブームの頃の約半数まで減少しています。(図表二)

少子化の要因としては、従来

図表一



図表二



Yasushi Jinguji

神宮司 易

県児童家庭課

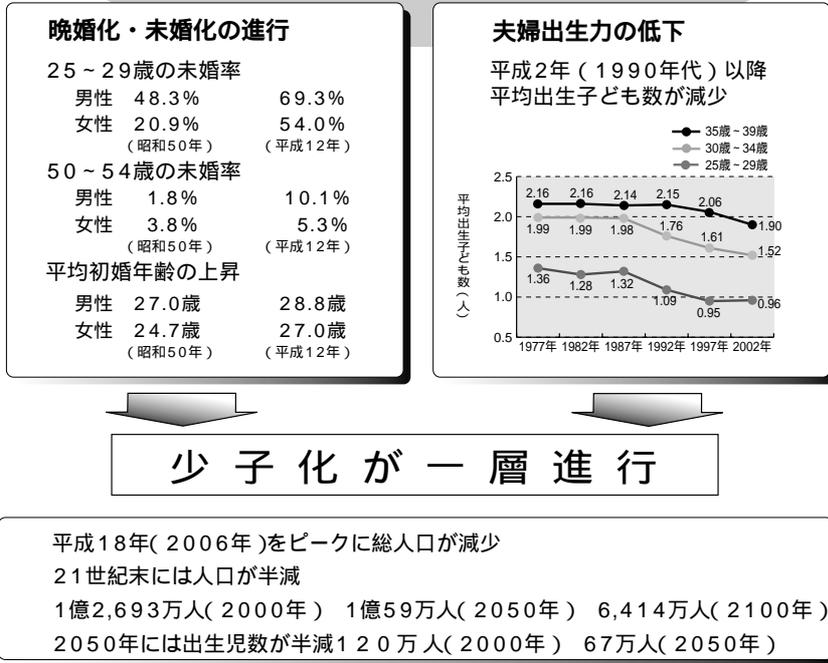
特集

4

①

図表三

少子化の要因と人口減少社会の到来



から晩婚化、未婚化が指摘されていますが、平成十四年に公表された「日本の将来推計人口」では、「夫婦の出生力そのものの低下」が新たに明らかにされました。また、このまま少子化が進行すると、日本の人口は、平成十八年をピークに、二十一世紀末には、現在の人口が半減すると推計されています。(図表三)

このような急速な少子化の進行は、日本の社会経済に大きな影響を及ぼします。労働力人口の減少による経済成長率の低下や年金等社会保障分野における現役世代の負担増、また、同年齢や異年齢の子ども同士の交流の減少や過保護な成長などへの影響も懸念されています。

少子化問題への取り組み

少子化への取り組みは、いわゆる「一・五七ショック」(平成元年の合計特殊出生率が、昭和四十一年のひのえうまの年の一・五八を下回ったことによる)からといわれ、国においては「エンゼルプラン」が策定され、その取り組みが始まり、本県においても、平成九年三月に児童育成計画「やまなしエンゼルプラン」を策定し、推進してきました。

子化対策を推進する「少子化対策プラスワン」が平成十四年九月にまとめられ、また、平成十五年三月には、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示されました。(図表四)

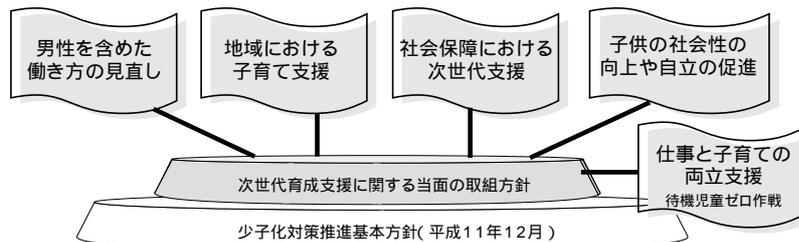
しかしながら、これらの取り組みは一定の評価を得ながらも、少子化の流れに歯止めがかけられませんでした。このため、「子育てと仕事の両立支援(いわゆる保育サービスの充実)」が中心であった従来の取り組みに加え、もう一段の少

図表四

目的・基本的な考え方

「夫婦の出生力の低下」という新たな現象と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要。

このため、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定。政府・地方公共団体・企業等が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現。



次世代育成支援対策

推進法の成立

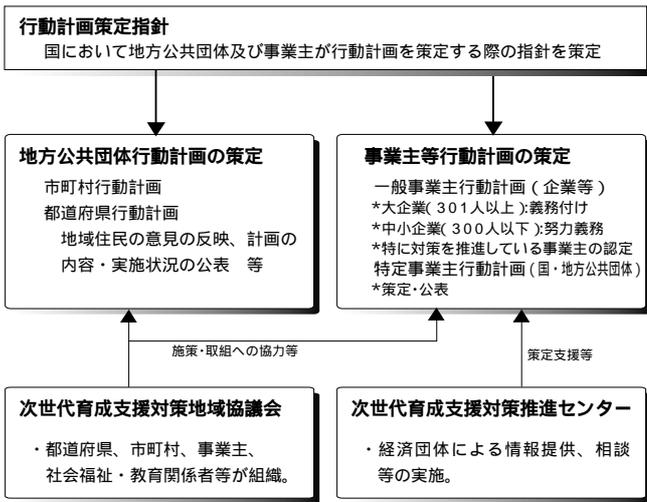
この取組方針を受けて、平成十五年七月、「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」が制定され、国、地方公共団体及び企業が一体となり、国が定める「行動計画策定指針（以下「策定指針」という。）」に基づき平成十六年度に行動計画を策定し、平成十七年度を初年度とする十年間に次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進することとなっています。（図表五）

「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配

この取組方針を受けて、平成十五年七月、「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」が制定され、国、地方公共団体及び企業が一体となり、国が定める「行動計画策定指針（以下「策定指針」という。）」に基づき平成十六年度に行動計画を策定し、平成十七年度を初年度とする十年間に次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進することとなっています。（図表五）

図表五

次世代育成支援対策推進法
平成17年度から10年間の時限立法



市町村・県が行動計画を策定
一 市町村・県行動計画



するにあたっての基本的な視点として、

- 子どもの視点
- 次代の親づくりという視点
- サービス利用者の視点
- 社会全体による支援の視点
- すべての子どもと家庭への支援の視点
- 地域における社会資源の効果的な活用
- サービスの質の視点
- 地域特性の視点

の企業には努力義務として行動計画の策定を求めています。基本的な視点としては、

- 労働者のニーズを踏まえた取組の視点
- 企業全体での取組の視点
- 企業の実情を踏まえた取組の視点
- 社会全体による支援の視点

等に立って、行動計画の内容としては、子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- 地域の内容及び子育ての支援
- 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 子ども等の安全の確保
- 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

への取り組みが求められています。

三 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関にも雇用者という立場で行動計画の策定が義務づけられており、その基本的な視点としては、

- 職員のニーズを踏まえた取組の視点
- 機関全体での取組の視点
- 各機関の実情を踏まえた取組の視点
- 社会全体による支援の視点

- 二 一般事業主行動計画
- 常用雇用者三百人を超える企業には義務として、三百人以下

等に立って、施策の内容としては、勤務環境の整備に関する事項

地域における子育て支援等への取り組みが求められます。

県における取り組み

④

一 県行動計画への取り組み

県においては、次世代法の成立以降、次世代育成支援対策に全庁的に取り組むために、平成十五年度には、知事を本部長とする「山梨県少子化対策推進本部」、全庁にわたる関係各課をメンバーとする「次世代育成支援のための庁内連絡会議」及び有識者や子育て支援サークル代表等をメンバーとする「次世代育成支援のための懇話会」を設置しました。

また、県政モニターを対象としたアンケート調査を実施するとともに、次世代法の趣旨及び策定指針を踏まえ、市町村行動計画策定にあたり、地域特性を活かした行動計画を策定する県行動計画と市町村行動計画の整合性を図る

二 市町村行動計画の参考とする

ことを目的として、「次世代育成支援地域行動計画策定のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を三月に策定し、市町村にお示しいたしました。

このガイドラインでは、策定指針の考え方を明示するとともに、策定にあたっての留意事項として、

- 策定手順
 - 関係者との連携
 - 住民参加と情報公開
 - 行動計画の実施状況の点検及び推進体制
 - 他の計画との調和
 - 地域協議会の活用
- を示しています。
- また、施策の方向としてすべての子育て家庭に対する支援多様なニーズに対応した保

- 育サービスの充実
- 母子の健康の確保、相談体制の充実
- 思春期保健対策の充実と食育の推進
- 生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- スポーツ環境の充実
- 家庭、地域における養育機能の向上
- 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり
- 仕事と子育ての両立支援
- 防犯・交通安全教育の推進
- 子どもの権利保障のための支援の推進

の十一項目を示すとともに、補助事業等の具体的な県の支援策を示しています。

平成十六年度は、県行動計画（計画期間 平成十七年度）平

おわりに

⑤

少子化の流れを変えるには、県、市町村、企業や地域をはじめとする多くの関係者が、この取り組みの必要性を理解し、一体となって進めていくことが重要です。

各市町村におきましても、行

成二十一年度）の策定に向け、庁内連絡会議等を開催し、具体的な事業の取りまとめや各種団体等との意見交換を行い課題等を整理する中で、施策の検討を行い、実効性のある行動計画の策定に向けて取り組んでいます。

二 特定事業主行動計画への取り組み

県の各機関においても具体的な取り組みを進めており、知事部局においては、庁内検討会議を設置するとともに、職員を対象にアンケート調査を実施し、行動計画策定に向け取り組んでいます。また、教育委員会、警察本部をはじめその他の機関においても、行動計画策定を進めています。

動計画策定に向け取り組んでおられますが、子育て当事者や地域住民の意見を聞く中で、全庁的な取り組みを進めることで、地域の特性を踏まえた実効性のある行動計画になるものと期待しています。

「甲斐市」の由来

全国の由緒ある古い地名は、人がある土地に往来し住み着き始めた遠い昔にその起源をもっていると言われている。ある書き物では、我が国の旧国は古代に発生した地方小国家が大和朝廷の国家統一に際して再編成されたものと言われていますが、その数は奈良時代までに既に五十八国三島となっていたそうです。その後現在のように分置や併合が行われ明治時代までの間に旧国が

出揃うことになったと紹介しています。

さて、中巨摩郡竜王町、同郡敷島町と北巨摩郡双葉町は、九月一日に合併し新たに「甲斐市」として誕生しました。いわば「戦国の猛将(名将)甲斐の国武田信玄」の時代から全国にその名を轟かせた旧国の名「甲斐」を採用したものです。一般的に新市の名称の決定にあたっては、その地域の歴史や文化、地理的特性、名称の知名度・定着度など住民の一体性を醸成しやすい、また対外的にも覚えられやすい点から選ばれていることが多いようです。この「甲斐市」の名称選定にあたっては、「竜王・敷島・双葉の名称は使用しない」との制限を設け、三町及び三町にゆかりのある方々に募集したところ三千九百六十六名の応募がありました。この中から最終的に「山梨を代表する、または、リター的な市であって欲しい。歴史的に有名な名称であり昔から甲斐の国として広く知られるとともに、県の中央部に位

置する新市にふさわしい。などの理由からこの「甲斐市」が新市の名称に決定したところです。全国にはこの甲斐市のように旧国名を市の名称としているところが加賀市(石川県)、伊勢市(三重県)、出雲市(島根県)、筑後市(福岡県)など多数あります。今後は甲斐市がその選考理由のとおり、天下に冠たる活力あふれる市となることが期待されます。

合併までの歩み

さて、甲斐市誕生までの歩みを少し振り返ってご紹介します。その発端は市町村の枠組みを超えた取り組みが本格化し始めた平成三年に三町の共同事業として「双葉インターチェンジ設置期成同盟会」を設置し、中央自動車道を活用して共に発展しようとしたのが始まりでした。その後こうした精神が竜王駅周辺整備事業構想や火葬場の建設に発展し、協力的体制を築いてきました。こ

うした共通の課題に連携して取り組むなかで合併についても研究が進められ、平成十四年四月に「竜王町・敷島町・双葉町合併協議会」が発足しました。

合併協議会においての議論の経過は概ね次のとおりです。まず、三町の係長クラスで構成する二十の分科会(四十班に細分)において三町の事務事業の課題や相違点の洗い出しを行い、こうした点のすりあわせを行う中で、調整困難なもの等について各課長等で構成する、総務・企画・議会、産業・経済、建設、住民、教育の五つの専門部会において判断し決定する。さらに、重要な案件、専門部会においてなお調整が整わない案件については、三町の総務・企画・財政の担当課長で構成する幹事会に諮り、最終的には三町長に報告・協議をした上で合併協議会の三つの小委員会に事務局案として提案し了承していただくといった手法で進めてきました。もちろん最終決定については小委員会をはじめとする合併協議会において行われたものであり、事務局案はあくまで協議会における最終判断をより円滑に導くためのものであります。

「サービスは高く、負担は低く」。合併時の合言葉のように使われているこの考えは、進むべき方向としては正しくまた高邁な理想ではありませんが、合併時にこれのみに捕われていると近い将来大変なことになることは火を見るより明らかです。

市民に対し多くの補助制度を創設する反面、税金や使用料などを低くすることは一面ではこの考え方に合致して

「甲斐市」誕生によせて

竜王町・敷島町・双葉町合併協議会

事務局次長補佐

宮澤 雅史

いるのでありましようが、こうしたことよりも住民が積極的にまちづくりに参加しうるような制度を創っていくことが住民に対するサービスであり、このように住民が参加することを負担と感じないようなシステムを構築していくことが負担の軽減ではないでしょうか。こうした点も考えながら事務のすりあわせにあたっては日々議論を重ねてきたところであります。

合併は、万事相思相愛で進むことがベストではありましようが、これまで各町が長年慣れ親しんできた制度を多少なりとも変更することには大変なエネルギーが必要であり、事務事業のすりあわせにおいては、時には不本意ながら大幅な譲歩を強いられることもありまう。こうしたときには、やはり互助の精神が必要であり、また、今に固執することなく、三年後、五年後を展望しながら議論することが必要であることを痛感しました。

「緑と活力あふれる生活快適都市」甲斐市誕生によせて

ご存じのとおり甲斐市は豊かな自然環境を有した魅力的な居住エリアとして、県内屈指の人口増加地域として発展しつつあります。平成三年以来あらゆる機会を通じて共に連携してきた三町は、今後、「緑と活力あふれる生活快

新「身延町」誕生によせて 合併協議を振り返って

下部町・中富町・身延町合併協議会
事務局次長 中野 修

「適都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、一層の住民福祉の向上と自然と共存する快適な都市づくりを推進していくことを確信しています。

合併協議に携わった一員として新市に千ルを送るといふことは何か面映ゆい思いがしますが、甲斐市が誕生した今、心からこうしたことを願ってやみません。

最後にこの合併協議にあたって三町から派遣された職員は、寝食を忘れて準備されてきました。こうした新市建設にかける真摯な姿には頭が下がる思いで一杯です。まさに「プロジェクト」甲斐市建設に賭ける男たち」を見る思いです。こうした経験とパワーを是非甲斐市の建設にも生かして頂きたいと願っています。

平成十六年九月十三日、下部町、中富町及び身延町が合併し、新たに「身延町」が誕生いたしました。少子化・高齢化が他の地域より進んでいるなか、行財政基盤の強化をいかにして図っていくのが、取り巻く厳しい環境のなかでの船出であります。

合併協議会の設立

平成十四年四月十七日、共に峡南衛生組合を構成しており、古くからのつながりも深い三町は、任意合併協議会を設置し、また、同年七月一日には、法定協議会へ移行して、時代に対応した行政サービスを行うことができる新しいまちづくりへの協議をスタートさせました。

協議会には、総務・企画・議会小委員会、産業・経済・建設小委員会、住民・教育小委員会の三つの小委員会を設け、特に重要な項目の協議については、新町名称・庁舎検討小委員会、新町建設計

画策定小委員会を設置して、より専門的により幅広く検討を行ってまいりました。また、協議の進め方については、小委員会において方向性や調整方針を検討し、それを全体の協議会に諮り、最終的に確認・決定するという手順をとりました。

合併協定項目の協議

協議会において協議される項目合併協定項目は、「合併の方式」、「合併の期日」、「新町の名称」及び「新町の事務所」の位置」のいわゆる基本四項目をはじめ、当協議会では全部で五十七項目とし、協議を開始しました。三町にとつては、小さいながらも一つの自治体として住民のための行政を行って参りました。同じ業務を行うにも、異なるやり方をしていることの方が多く、協議は、それらを一本化していくのですから、大変なことでありました。当然、意見が合わず、継続協議になったこともあります。

合併コーナー

以下、いくつかの主な協定項目について、当協議会での協議の状況を記したいと思います。

合併の方式

新設(対等)合併とするのか、編入(吸収)合併とするのかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすことから、第一回の協議会において協議をしました。合併の方式は、選択の仕方によって、例えば、町長や議員の身分や任期などに違いが生じるため、協議会ではその違いを説明しました。協議の結果、意見も分かれます、新設合併とすることに決まりました。

新町の名称

協議項目のなかで、住民にとっては最も関心のある項目の一つであり、その協議結果によっては、合併の是非をも左右するものであります。よって、新町の名称を決める方法をまずはしっかりと確認しておくことが大切であります。選定方法のルールさえしっかりとっておけば、後に問題が起こっても乗り切れると思われまます。当協議会においては、既存の市町村名も含めて全国募集を行い(応募数一万九千件)、ルールに基づいて、のべ十九作品に絞り、それを小委員会に提案し、そこで新町名称候補作品として三作品に絞り込みました。この三作品について、さらに三町の住民にアンケートを行い、その結果を参考にして協議会において「身

延町」と決定しました。

新町の事務所の位置

本庁舎の位置については、合併までに新庁舎を建設することは、時間的(検討時間・建設時間)に、また、財政的にも困難であるため、現在の三町の庁舎を活用していくことになりました。三町の庁舎の状況を比較し、住民へのサービス低下を招かないよう、ハード・ソフト両面から検討し、当分の間、暫定的に中富町役場を新町の事務所との位置と決めました。将来については、交通事情等住民の利便性を考慮するなかで、住民参加による審議会の設置など協議方法も含めて、合併後速やかに検討を開始することとしました。

水道料金

当協議会での協議において、基本四項目以外で最も調整が難しく、時間がかかった項目でありました。というのも、町によっては、政策的な考えの下で料金設定を行っているところもあり、三町の水道料金体系に相違がみられたからです。

二つの町では、供給原価が給水原価を下回っており、経営面からみると適正な価格とは言えず、もう一つの町では、収支のバランスがとれており適正価格と考えられました。料金収入は、水道事業経営の根幹を成すものであり、適正な価格設定が必要となります。合併後の事業計画との関連もありますので、経営状況等を十分精査した

上で、新町において審議会を立ち上げ、段階的(二段階程度)に料金の見直しを行い、統一的な料金体系を構築することによって、調整がはかられました。原則どおり独立採算性をとることが望ましいことは誰もがわかっていましたが、いままでも政策的に安く抑えてきた水道料金を一挙に上げることへの警戒心も当然ありました。さらに協議を重ねるなかで、水道料金が低い二町では、合併までに料金の値上げを検討することになりました。

中学校修学旅行

もう一つ、協議状況をお話したいです。中学校の修学旅行への取り組みについてであります。一つの町では、次代を担う生徒に国際的視野の広がりを持たせ、他国の自然・風俗・文化に直接触れ、実体験を通して国際理解の一層の進展を図ることを目的に、海外修学旅行に対して補助制度を実施してきました。修学旅行は校長が企画して、実施するものであります。町がどの様に関わるかです。生徒一人に対して十数万円の補助の違いがありました。

これから新町を担う子供たちが世界に触れることは、大変有意義なことではあります。今度は三町の生徒全員が対象となることから、財政面での心配もあり、調整が難航しました。結局、少子化の状況のなか、また、これから新町を担う子供たちへの託す思いから、補助率(二分の一・上限十万円)

を下げて実施することになりました。まさに、未来にかけるのか、現実をとるのかといった感じでした。

新町へ期待するもの

合併協議会での協議のほんの一部分をお話しましたが、特に、政策的に行われている事業の調整は困難でありました。よく「合併など必要ない。今のままでいいのだ。」と言われる方がおりました。確かに今のままでいられるのであれば良いかもしれませんが、今のままでいることさえできないほど、厳しい状況まできているのが現実であります。そんななか、一つの手法として合併を選択したのであります。

合併はすべてに対応できるワケテンではありません。合併したからといって、すべてが解決するものでもありません。これからが本当のまちづくりの開始です。待っていて、何も変わりません。まずは、一人ひとりが参加して、自らが新しいまちを創っていくことがこれからは大切であると思えます。「安らぎと活力ある ひらかれたまち」を目指して大いに期待しております。

最後に、この合併に至るまで、多くの方々に支援や助言をいただきました。ありがとうございます。そして、多大なる御理解と御協力に感謝申し上げます。

苦言



Ikuo Yamamoto

山本 育夫

特定非営利活動法人 つなく 代表理事

山梨県立博物館が、いよいよその姿を御坂町に現した。二十号線を走っていくとそのグレイの屋根が見える。景観を害さないようにと背を低くした一階建ての博物館だ。グレイのタイルとガラスが印象的な、透明感のあるモダンな建物に仕上がった。過日、みんなでつくる博物館協会の一人として、博物館の見学をする機会に恵まれたので、ほぼその全貌を見ることができた。来春には建物は完成し、いよいよ館内の展示作業に取り掛かるのだという。いま、館員の皆さんは展示プラン決定の最終段階にさしかかり、夜を徹しての仕事に追われている様子。千ルを送りたい。

ところで、私が代表理事を務める特定非営利活動法人つなくは、昨年

から県立博物館が企画している県民参画事業のお手伝いをしている。県とNPOの両主催というスタイルで行われてきたこの事業は、昨年十一回、今年も十五回というペースで、一人でも多くの県民のみなさんに県博を知っていただくという企画の一つだ。具体的には、県内各地の県博ゆかりの地をツアーするというもの。昨年度は回を重ねることに参加者が増え、こちらの町のツアーに参加した人がそちらの町にも出かけるというような効果も生み出した。そして最終回の甲府城ツアーでは、なんと二百名もの参加者が甲府城に押し寄せることとなった。延べ千人を超える参加者が十一回の参画事業に参加したことになる。

最近では、トレンドになってきた感が

あるツアーとはいえ、なかなか奥は深い。特に、この事業の一つである拠点形成事業は自治体との連携モデルで、博物館と自治体がツアーを通してさまざまな可能性を追求できる興味深いスタイルになっている。NPOが連携していることによりメリットも多い。たとえばツアーの中で自治体売り出ししている商品などをツアーの参加者におみやげとして購入していただくとか、地域の人が知らないおいしいお菓子屋さんを紹介したりといった、実はこのツアーの参加者が毎回楽しみになっている企画も実現している。地域に残る文化財や寺社仏閣、昭和の建物などを見学する楽しみはもちろんだが、加えて、地域の味やそこに住む人の魅力を紹介してきたのが人気の秘密だと思う。時には地酒を召し上がっていただいたり、解散後、自治体がつづ温泉に入って疲れをとっていたりといった企画も好評だ。

自治体がつづ資料館や美術館との連携も、このツアーの大切なテーマの一つだ。博物館と資料館の学芸員がいつしよに汗を流しながらツアーを実施する。その姿が、来るべき山梨のミュージアム連携の姿をほうふ

つとさせる。ミュージアムを観光に役立たせたり、自治体との連携に役立たせる。そういうミュージアム利用の手法が、あちこちで芽生えている。町村合併のこの時期に、お互いの町の歴史をもう一度知ろうという機運も起こりつつあり、そのためにもこのツアーは大切な役割を果たせそうな気がする。毎回参加者にプレゼントしている三十ページにも及ぶ特製ガイドブックも、大きな文字とイラスト付きでわかりやすいと好評をいただいている。

これからの課題は、一度生まれたツアーの、定期的な開催である。年に一度では波及効果が見込めない。しかし、百とかのツアーコースが、毎週ツアーを実施していったら、と考えるのだ。県が生んだツアーを自治体とNPOが協力しながら運営していったら、市町村の人々だけでなく、県外の観光客も巻き込めるツアーに育てられる気がする。このツアーコースに四季折々の話題を折り込み、おいしい企画も盛り込んでいくなどしたら、有料ツアーも夢ではないはず。自治体の関係者のみなさん、その節はよろしくお願いしますね。

県と市町村また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は市町村から県市町村課に研修のため派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。



市町村課
山本 公一
(南アルプス市)

昨年の10月から南アルプス市からの研修生として市町村課財政担当に御世話になっています山本です。

市町村課には1年間の任期でお世話になっています。

私はこれまで財政関係の仕事の経験がないため、こちらに来た当初は市町村からの質問に対しても、その質問の意味すら分からず、聞き慣れない用語を調べ、やっと質問の意味が分かったところで半日経っていたこともありました。こんな事で1年間乗り切れるのかとても不安でしたが、上司や諸先輩方から指導、助言をいただきながら、なんとか今に至っています。

財政担当は、決算統計の取りまとめ業務が終わり、1年で一番忙しい時期を越えたところです。私も期間中は分からない事も多く、居残りもよくしましたが、無事書類を提出することができ、一息ついているところです。

まもなく南アルプス市へ戻りますが、市にいるときと違った目線から仕事をさせていただき、とても良い経験になりました。ここで学んだことを生かして、これからも頑張りたいと思います。



市町村課
小林 咲子
(六郷町)

「日本一のはんこの町」六郷町から研修生としてお世話になっていきます小林咲子と申します。

今年の4月から、合併・広域行政推進担当として日々変わり行く県内の状況を間近で見て、携わらせていただけることは貴重な時間を与えていただいと実感しています。折しも三珠町、市川大門町と地元の六郷町3町での合併協議の進捗中で、地域を見直す機会ともなり、より意義深いものを感じています。

市町村課では、なかなか周囲のスピードに乗ることができずに焦ってしまうことが多いものの、周りの方々に助けていただきながら何とか過ごしています。これまでの5ヵ月は、町ではできない経験や、広くさまざまな立場の方とお会いする機会を与えていただき、考えさせられることが多くありました。毎日があっという間に終わってしまうことが本当に怖いところで、この分だと来年の3月まで何もできないまま・・・などと心配になることもありますが、一つずつしっかりと受け止めて1日1日を大切にしたいと思います。

県での1年間で今後に生かせるよう、たくさんの交流を持ち、楽しみを見つけながら頑張りたいと思います。



市町村課
外川 豪
(富士河口湖町)

本年4月から研修生として富士河口湖町から派遣され市町村課行政選挙担当にお世話になっています。

早いものでもう5ヵ月が過ぎ、御坂峠を越えて片道1時間以上の自動車通勤にもようやく慣れ、早朝の目覚めも快適なものとなりつつあります。

仕事の面では、住民基本台帳ネットワークシステム関係等を担当していますが、日常業務の多さと質の濃さに圧倒され、気持ちがあせるばかりでなかなか思うように仕事は進まず苦戦の毎日です。市町村課の皆様には大変ご迷惑をおかけしていますが、適切な指導をいただき、とても充実感のある日々を過ごすことができています。

忙しい毎日ですが、県で仕事を体験させていただくことは僕にとって一つの目標であり、ここでの経験と県職員の方々、そして各市町村からの研修生との出会いは今後、とても大切な財産になると思っています。

研修期間はあと7ヵ月間ありますが、光陰矢のごとし・・・来年の4月に「やり残した」と後悔をしないように精一杯頑張り、一つでも多くのことを吸収して、今後の町での業務に生かしたいと考えています。



市町村課
金丸 茂永
(南アルプス市)

南アルプス市からの研修生として、4月から市町村課税政担当でお世話になっています。平成15年4月1日に南アルプス市が誕生して新たな環境にも慣れ始めた頃に、またもや新たな環境に飛び込んで半年近くが過ぎようとしています。今までと違う環境に戸惑い、不安な気持ちの毎日でしたが、気がつけばあっという間に過ぎた日々でもありました。

さて、税政担当の仕事ですが税の実務経験のない私にとって、税の専門用語がまったく分からず、知識もない状態での問い合わせの電話に逆に問い合わせたくなるような気持ちでした。今までの作業服orジャージからスーツへ、そして開国橋の通勤ラッシュと私にとって新たな環境と仕事に対応しようとするだけで精一杯でしたが、職場の皆さん、とりわけ税政担当の皆さんにご迷惑をおかけしながらも、仕事や新しい環境への戸惑い、不安を新しい経験・財産にできる様に、そして、1年間という限られた期間ではありますが、より多くのことを吸収し、これからの仕事や人生に生かせるよう頑張りたいと思います。



市町村課
秋原 淳
(上野原町)

山梨県の日出の街「上野原」から、研修生として市町村課企画振興担当にお世話になりまして、5ヵ月が過ぎようとしています。

現在、私の担当している仕事は、主に交付金に関する事務、(財)地域活性化センターの各種助成金に関する事務、市町村のイベント等に関する事務などです。しかし、私はこれまで補助金や交付金といった事務に携わったことがなく、また、事務屋として最大の欠点である整理下手が災いして、当初はパニック気味になりました。現在は、少しずつですが仕事にもなれ、補佐、リーダーや先輩方の指導を少しでも吸収して、町へ持って帰り、実践できるよう(来年2月に合併予定なので、旧町の最後、新市で最初の研修生になります)頑張っている次第です。

また、こちらに赴任してからは、しばらく御無沙汰していました高校や大学時代の同級生と、旧交を温める良い機会に恵まれ、結構楽しいアフター5を送っています。

今後、良き先輩、同僚に恵まれた現在の境遇に感謝するとともに、残り7ヵ月を公務員人生の中で意義あるものにできるよう頑張りたいと思います。



市町村課
望月 博仁
(諏訪町)

4月に諏訪町から市町村課財政担当へ研修生としてお世話になっています望月博仁です。早いもので5ヵ月が過ぎようとしています。出向してきた当初は、コピーの仕方から仕事の内容まで、何一つ分からないままのスタートだったことを覚えています。

出向して半月後には、公営企業決算統計市町村説明会、5月には地方債説明会、6月には公共施設状況調査説明会と、町にいた時には考えられない流れの中に身を置き、貴重な経験をする事ができました。今は地方公営企業決算統計の取りまとめと総務省への提出が終了して、「ホッ」としているところです。

また、暑がりな私にとって室内温度との戦いが毎日続いています(汗との戦い?)

1年の出向期間が終了して町に帰ったときは、ここで得た知識と経験を少しでも生かせるようにこれからも頑張りたいと思います。

最後になりますが、課内のメンバーに恵まれ楽しい毎日が送れていることに感謝したいと思います。



市町村課
丹沢 真樹
(三珠町)

昨年10月から、市町村課税政担当でお世話になっています丹沢真樹です。私は、文化と青空と夜景の町、歌舞伎のふるさと「三珠町」から参りました。

振り返ると研修初日が終わった時には、長い1年が始まるなど思いましたが、あっという間に10ヵ月が過ぎてしまいました。職場環境の違いや、電車通勤による時間帯の変化など、おかげさまでダイエットができました。(3kg減)

現在私は、固定資産税関係を担当しています。県内各市町村のさまざまな事例の問い合わせに、地方税法や関係資料を開く毎日です。

大変貴重な経験をさせていただいているわけですが、日ごろからご指導いただいている皆様に感謝いたします。残り少ない研修生活を有意義なものにして、三珠町へ戻ってからも役立てたいと思います。

「みはらしの丘・みたまの湯・のっぴいの館」がオープンしました。甲府盆地周辺と山々のパノラマ眺望、夜景を眺めながらの露天風呂が楽しめます。

ぜひ、お越しください。



市町村課
田丸 敬一
(小淵沢町)

昨年10月、小淵沢町から市町村課行政選挙担当の研修生としてお世話になり、もうすぐ1年になります。振り返ると、この市町村課での研修期間は、毎日が充実していたため、あっという間に時間が過ぎました。

私が初めて市町村課に来たときは、新しい環境で何をすればいいのかわからない状態でした。特に行政選挙担当の業務は、非常に奥が深く、地方自治法や公職選挙法などのあらゆる法令に基づいて仕事を行っているため、私の浅はかな知識では到底理解することができません。エゴや自己理念にとらわれず、あくまでも法令を重視した行政実務なので、今までに感じたことのない緊張やプレッシャーとの戦いでもありました。その重圧に負けることなく今日まで研修ができたのは、市町村課職員の皆さんの力添えがあったからだと思います。分からないことばかりで担当の皆さんにはご迷惑をおかけしましたが、ここで得た知識と経験を忘れず、今後の行政業務に生かしたいと思います。

また、仕事以外の面においても妥協を許さない徹底したこだわりぶりには驚きました。公私共にプロフェッショナルな市町村課の一員になれたことに感謝しています。

市町村課の皆さんや陰で私を支えてくれた家族に感謝しつつ、将来は「私が、法と言ったら・・・」と公言できる地方公務員になりたいです。

地方税の 電子申告について

県税務課 望月明雄

はじめに

電子申告は、国の「e-Japan戦略」の重要項目の一つであり、また、電子自治体の推進の中でも、その代表例として位置づけられ、導入に向けた取り組みが進められてきました。

国税の電子申告については、財務省・国税庁が、平成十二年度の実証実験を経て、国税電子申告システムを構築し、本年二月の名古屋国税局管内での先行実施後、六月からは全ての国税局管内で開始されています。

地方税についても、平成十三年三月に地方税電子化推進協議会（総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び全国地方税務協議会）が設立され、電子申告導入のための運用面の検討が進められるとともに、総務省では、平成十三年度から電子申告モデルシステムの開発や実証実験が行われてきました。

平成十四年八月には、各地方団体での具体的な取り組みの促進を図るため、「地方税電子申告システムの早期導入に向けての取組みについて」（総務省自治税務局企画課長通知）により、モデルシステムの概要が提示され、十二月には「地方税電子申告モデルシステム仕様書」

の配布となったわけであり、

こうしたシステムの導入準備とともに、平成十二年十二月には、「行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律」が制定され、電子申告が法制度上からも可能となりました。

今年の六月から全国で、法人税の電子申告ができるようになりましたから、本来なら、法人二税（法人都道府県民税及び法人事業税）や法人市町村民税の電子申告も同時にスタートできていれば、より一層の納税者の利便性向上につながったと思いますが、地方税固有の課題をクリアする必要があるため、国税と同時スタートということにはなりません。

この課題を解決し、電子申告を確実に導入するため、平成十五年八月に全国組織としての地方税電子化協議会が設立され、地方税電子申告のためのポータルセンターの設置と地方税ポータルシステム（統一仕様の納税者システム・受付システム・審査システム）を構築し、その導入を推進していくことになりました。

地方税電子申告の課題への対応

電子申告導入における地方税固有の課題というのは、まず第一に、地方税は課

税庁が一つではないことから、納税者の利便性の向上につながる使い易い仕組みづくりを行うことが必要であるということとです。例えば、四十七都道府県がそれぞれでシステムを開発し、電子申告用のポータルを設置したとすれば、全国展開している企業が法人二税の電子申告を行う際には、まず、四十七のポータルへそれぞれアクセスしなければならず、このアクセス時にも四十七通りの法人識別方式やパスワード設定方式へ対応しなければなりません。また、申告内容の電子データ作成についても、その構成仕様や送信方式も四十七通りの仕様となり、納税者にとっては煩雑で利用しづらいものになってしまいます。

第二には、導入経費と運用経費の問題であります。当課でも、平成十四年八月の総務省からの通知を受け、早速、システム開発業者から本県で導入する場合の概算経費見積りを取ったりして検討を進めました。単独で導入する場合、システム開発などで三億円から五億円程度の導入経費が必要となり、さらに、ポータルの運用管理の人件費を除いた、サーバーなどの機器リース料やポータルそのものの維持管理経費だけでも年間一億円以上のランニングコストが必要となるなど

非常に多額の費用を要することが判明しました。

このような多額の投資をして整備したものの、蓋を開けたら、月二、三十件程度の利用しかなかったということでは全くお話になりません。ただ、税務申告は義務であること、また、電子申告そのものは納税者にとっても申告事務の省力化につながることを勘案しますと、潜在的な利用希望は多いのですから、納税者の利便性を最優先で考慮した全国標準の電子申告の仕組みづくりや申告システムの構築さえできれば、費用に見合うだけの利用率は十分に確保できるはずであります。

こうした点は、地方税電子化推進協議会の検討の中でも論議され、この結果、平成十五年一月には、「各県が個々にシステムを構築して導入準備するのではなく、新しい体制を整備して進めるべきである。」との提言がなされました。

これを受け、同月に開催されました全国地方税務協議会の総会では、全国組織による地方税電子化の推進が決議され、先に述べました「地方税電子化協議会」の設立となったわけであり、

地方税電子化協議会による導入推進

現在、地方税電子化協議会で、地方税電子申告のための統一ポータル設置や電子申告データの送信仕様（納税者システム）等の統一により、納税者の利便性に配慮した導入準備が進められているところであり、また、電子申告の受付やセキュリティ対策などの運用管理は、ポータルセンターで全て行い、申告受付後の審査システムについても、パッケージとして配布されることとなっており、各自自治体での事務負担の軽減にも配慮した準備がなされています。

こうした一元管理による全国標準システムの開発と供給、また統一ポータルによる運営となったことにより、システム開発などの導入経費や運用維持管理経費の負担軽減が図られ、平成十六年度と十七年度の二カ年間で負担することとなっている開発費等の本県分の負担額は約六千六百万円となり、また平成十八年度からの運用経費の本県分の負担額も年間約一千四百万円となるなど、先に述べた単独導入の場合に比べて、かなりの経費低減となっています。

一方、電子申告の利用見込みですが、ポータルの一本化などで利便性が向上しましたことから、本県の場合、約一万八千法人が中間と確定の年二回の申告をするとして、年間約三万六千件の対象に対して、導入後の最初の一年間は分割法人のみと想定して約二〇〇程度としても、法人から委任を受けている税理士事務所等からの申告件数がその後増加していくことが見込めますので、最終的には七

〇%以上の利用率、件数で年間二万五千件以上の利用が確保できるものと試算しています。

地方税電子申告の開始時期

地方税の電子申告の開始は、結局、国税からは一年半遅れてしまいました。平成十七年八月から幾つかの府県等での先行実施を経た上で、平成十八年一月から、都道府県においては法人二税の電子申告を、政令市においては法人市民税及び固定資産税（償却資産）の電子申告を一斉にスタートする計画であります。

当課でも、平成十八年一月の開始に向けて、現在、準備を進めているところであり、来年度整備する審査サーバの規模やそのリース経費、審査後のデータを税務システムにインターフェイスするためのシステム開発経費の見積りなどを行っているとあります。

一方、政令市以外の市町村につきましては、法人市町村民税及び固定資産税（償却資産）の電子申告を平成十九年度以降に開始するというところで、現在、地方税電子化協議会の専門部会（市町村調整部会・組織検討部会）で検討・調整が進められているところであります。

また、地方税電子化協議会では、ポータルセンター機能を今後さらに拡充していく計画で、平成十九年度には電子申告対象税目の追加とともに、電子納税関係のシステム整備や電子申請・届出のシステム構築、さらに、平成二十年度以降には納税証明書の電子化や納税通知書等の電子化などを含め、運用サービスを段階的に拡大していく予定となっています。将来的には、地方税関係の申告や申請等

の電子手続きは、全て、この地方税ポータルセンターを通して取り扱われることになると思えます。

電子申告導入の意味

おわりに、電子申告導入の意味につきまして若干、触れさせていただきました。電子申告ですから、申告納付の税目で二つの高いものからということになるのは当然です。しかも、基幹税目である法人二税や法人市町村民税には、中間と確定の年二回の申告義務があり、毎年確実に一定数の利用が見込めるものであります。

一方、ほとんどの法人は、現状の紙ベースの申告書を作成する場合、法人のシステム又は処理を委託している税理士等の会計事務所のシステム等で申告データを申告書用紙に印字して、これを提出しています。そもそも申告事項を電子データとして作成しているわけであり、これをインターネットを利用して提出できたら、非常に効率的なはずですが、

特に、法人二税や法人市町村民税については、事務所又は事業所所在地の都道府県や市町村へ申告する必要があります。また、本支店、営業所及び工場等の所在する都道府県の法人二税申告書と、これらの所在する市町村の数の法人市町村民税申告書の提出が必要となります。

これが全て電子申告で済むとなれば、国税以上に申告事務の省力化ができるわけ、納税者の利便性が大幅にアップするのは確実です。また、課税庁側でも、電子データとして受け取った申告データを一定のシステム的なチェックをした後、税務システム

へ反映させれば、これまでの紙ベースの申告書のやり取りに伴う事務処理、具体的には、法人番号等を印字した申告書用紙（プレプリント）の事前郵送や、提出された申告書の内容をタッチ処理（業者が委託してデータをパンチ入力）又は職員が端末からオンラインで入力し、税務システムへ反映する処理等を大幅に省力化することが可能になります。

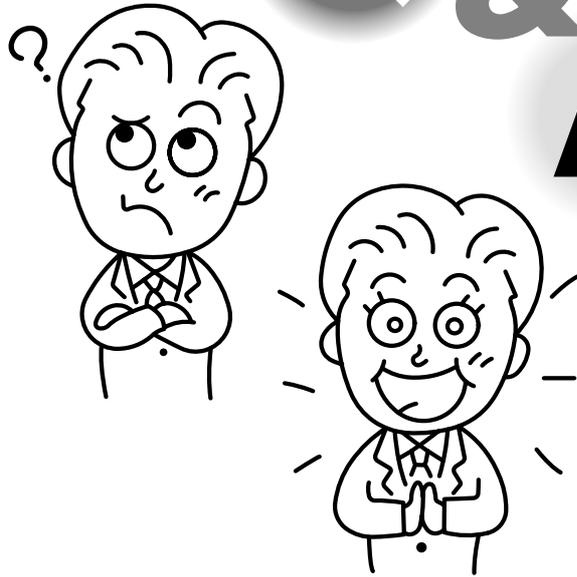
このように法人二税や法人市町村民税の電子申告は、納税者の利便性の向上とともに、課税庁側でも事務処理の効率化につながるものでありますので、その導入効果は高いと言えます。

とりわけ、県内に立地する各企業は重要な税源となっていますことから、法人税は東京の本社から東京の何々税務署へ電子申告し、地方税も都や何々県、何々市へ電子申告できるように、工場のある山梨の分は、県へも市町村へも紙の申告書を提出しなければならず非常に不便である。と言われなければならない。地方税電子化協議会の計画に沿いながら、電子申告の早期導入に取り組んでいく必要があると考えます。

また、今後の県内への産業立地の促進という観点も併せて考えますと、地方税の電子申告ができるということは、一つのインフラ整備としての側面をも持つものではないでしょうか。

以上、県の税務協議会連合会の研修会等で、既に何回か説明させていただいた内容も含めまして、地方税電子申告に関しまして、これまでの経緯や現状を簡単に述べさせていただきました。

自治 Q & A



お答えします

指定管理者制度とは、
どのような制度なのでしょうか？

Q

公共ホールや図書館、公民館など住民の福祉を増進することを目的として、その利用に供するために地方公共団体が設置する施設を「公の施設」といい、これまで公の施設の管理運営は、適正な管理を図る観点から直接地方公共団体が行うか、又は地方公共団体が

出資する出資法人など公共的団体に限定して管理委託により行ってきた。
しかし、住民ニーズへの対応には民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、住民サービスの向上とともに行政コストの縮減等を図る目的で、平成十五年六月に地方自治法の一部が改正され、「指定管理者制度」が創設さ

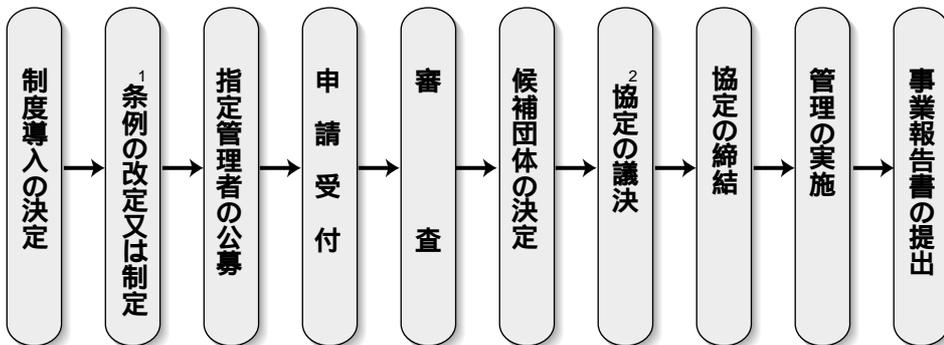
れました。

この制度はこれまでの管理委託制度から、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させるもので、管理主体の範囲が公共的団体から民間事業者等の「法人その他の団体」まで幅広く含まれるようになりました。

指定管理者制度において、指定管理者と地方公共団体との関係は「管理代行」という形で、管理委託の契約とは異なる概念で捉えられています。これは、公の施設の最終的な管理権限は地方公共団体に残したまま、実質的な管理を指定した法人等に委ねるというもので、最大の相違点は、使用の許可¹など処分性の認められる事務についても指定管理者が行うことが可能になりました。（ただし、使用料の強制徴収・不服申し立てに対する決定・行政財産の目的外使用許可など、法令により首長のみに帰属する権限は除かれます。）
改正法の中では、指定管理者の指定の手続きから業務の範囲など

必要な事項は条例で定めることとされており、その指定にあたっては指定の期間を定めた上で議会の議決が必要となります。また、毎年度事業報告の提出を義務づけ、施設管理の適正を期するため、経理に関する報告を求めたり監査を実施することも可能であり、管理をすることが適当でない場合には業務の全部又は一部

具体的な手続きのフローは次のとおり



1 公の施設条例に指定手続き等を規定する
2 指定管理者の名称、指定期間、業務範囲等を議決する

を停止することも可能となっております。

制度の導入に際して留意する点は、すべての公の施設が指定管理者制度に適合するとは限らず、施設の性格や設置目的などに応じ、直営が良いのか、指定管理者制度が良いのかを十分に検討する必要があります。例えば、利用者が地区住民に特定される公民館・児童館と、管理を代行する者に資格等特別な条件が必要と考えられる社会福祉施設等、また民間企業が既に事業展開している分野のスポーツ施設・ホール等では、それぞれ性格や設置目的などが異なり、サービス供給の在り方や指定管理者公募の選定基準も大きく異なると考えられます。

今回の改正法では経過措置が設けられ、既に管理委託が行われている

公の施設については、法施行後三年の間（平成十八年九月一日まで）に指定管理者制度に移行するか、直営とするかを検討し条例改正を行う必要があり、また新設の施設については経過措置が適用にはならないので、管理を委ねる場合には最初から改正法の手続きに従い指定管理者の指定を行うこととなります。

既存の施設で管理委託をしている場合には、否応なしにこの制度の検討が必要になるとともに、直営による場合であっても、効率的な公共サービスの提供の在り方について再点検を行う必要があります。地方交付税の大幅な削減など厳しい財政運営を迫られる中、今後、公の施設も自立的経営を確立し、計画的な事業運営がなされることが期待されます。

Q

軽自動車税の賦課期日（四月一日）後に所有者に変更があった場合、その年度内に変更後の所有者の納税証明書はどのように発行されるのでしょうか。

A

軽自動車は、国土交通大臣の行う検査を受けたものでなければ運行してはならないこととされている（道路運送車両法第五八条）ため、車検証の有効期限終了後、引き続き当該車両を使

用する場合には必ず国土交通大臣の行う継続審査を受けなければならぬものであります（道路運送車両法第六二条）。この継続審査を受ける際に必要となるのが納税証明書または軽自動車税領収書になります。この、継続審査の際の納税証明書

の呈示制度は、軽自動車税の滞納を防止する目的で設けられており、徴収の確保が図られているところであります。

軽自動車税は、昭和三十三年度に創設され、当初はその所有期間に応じた月割課税制度がとられていましたが、月割課税に伴う還付件数の増加等で昭和五十六年度の改正以後この制度は廃止されました。このことにより、

賦課期日後に所有権の移転があった場合は、軽自動車税の課税は行われていないため、この所有者が当該年度には滞納がないことは明らかであるので、特別な証明書の様式を定め証明して差し支えないものと考えられます。

また、このような場合、事務の簡素化、合理化の観点から、特に別の様式を定めて証明を行わなくても、現に滞納がないことを証するに足る書面であれば良いこととされていますので、全国的な統一が図られてい



る現在の納税証明書の様式を用いて、納税証明書の備考欄に、変更後の所有者について、賦課期日の属する年度内においては滞納がない旨の記載をし、納税済年月日の欄を空欄とすれば足りると考えられます。

なお、証明書の有効期限欄には納税証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

市町村イベントごよみ

October → November

10

11

みんなで楽しむ秋の -まつり・イベント-



ふるさとふれあい祭り

昭和町



平成16年10月10日(日)
(会場：昭和町押原中学校校庭)

周りの山々の木々も色づき始め、草木をわたる秋風の音が聞こえてくるころ、昭和町の一大イベントとして町民のみなさんに親しまれている『ふるさとふれあい祭り』は、10月10日(日)に押原中学校の校庭で繰り広げられます。

この祭りは、住んでみたいまち、また住み続けたいまちとして、子どもからお年寄りまで町民相互の「ふれあい」を図ることを目的に開催するもので、回数を重ねるごとに町内外を問わず参加者も多くなり、本町の「一大祭典」として定着してきました。

今年は「千昌夫歌謡ショー」や「特捜戦隊デカレンジャーショー」町の伝統芸能であります「ホタル太鼓」や「笠おどり」、また「各種団体による出店コーナー」など、ご家族みなさんと楽しんでいただける催し物が盛りだくさんですので、多くのみなさまのご来場をお待ちしております。

かつぬまぶどうまつり

勝沼町



平成16年10月3日(日)
(会場：勝沼町中央公園グラウンド)

「ぶどうまつり」は、火の祭典鳥居焼を中心に町民が今年の収穫に感謝する祭りとして開催されます。今年で第51回を迎え、ぶどう村・ワイン村・イベント村に分かれ、町内産甲州種ぶどうの無料サービス、振る舞いワインの無料サービスや舞台では各種イベントが行われます。午後7時頃から夜空を焦がす鳥居焼が点火、花火も打ち上げられ祭りはクライマックスを迎えます。

当日は、駐車場に限りがありますので、JR勝沼ぶどう郷駅からの送迎バス(100円)をご利用下さい。

増穂町

甲州増穂まつり



平成16年11月14日(日)
(会場：増穂町利根川スポーツ広場)

ふれあいと交流を目的に実施してきた「甲州増穂まつり」も秋の一大祭りとしてすっかり定着してきました。一度に3000人分のほうとうを直径1.5mの大釜でつくる「ゆずの里増穂長寿ほうとう大会」をはじめ、特産品がそろった「増穂市場」、農産物の直売を行う「農産物市場」、景品付もちまき大会、駅伝大会、キャラクターショーなど盛りだくさんの催しを用意しています。

また、ほうとう食器にはリユース食器を利用したデポジット制を導入し、環境に配慮したお祭りとして毎年取り組んでいます。

食欲の秋、県内外から毎年2万人以上のお客様が訪れる町内最大のイベントへ、ご近所お誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。皆様のご来場心よりお待ちしております。

明野村

浅尾ダイコンまつり



平成16年11月3日(祝)
(会場：明野ふるさと太陽館)

実りの秋。日照時間日本一の太陽と大地の恵みを集めた浅尾大根。浅尾ダイコンまつりは、名産の浅尾大根抜き体験をメインに明野茅ヶ嶺太鼓をはじめ、様々な催しでおまつりを盛り上げます。

会場の明野ふるさと太陽館周辺は、眺望抜群のビューポイント。富士山、南アルプス、八ヶ岳、茅ヶ岳と見渡す限りの雄大な山々に自然の懐の深さを感じるはずです。

収穫の秋を求めて、是非、自然の楽園へ足をお運び下さい。

富士吉田市

はーとふるコンサート



平成16年11月27日(土)
(会場：富士五湖文化センター)

富士吉田市で育った優れた音楽芸能を親子で一緒に楽しもうと始まった「はーとふるコンサート」も今年で7年目を迎えました。

私たちの街富士吉田市に生まれ、作曲・演奏・楽器製作活動をしておられる、オマタツロウさんをお迎えしてコンサートを開催いたします。

リコーダー、パンフルート、縄文笛、リュートなどのオリジナル曲約100曲を創作、詩人、俳優、舞踏家や中国、アフリカ、ネパール、ペルー、アメリカ、イギリス、ドイツなどの様々なアーティストと共演。

今回、「コンドルは飛んで行く」「風のうた」「おどり」「グリンスリーブス」などを演奏していただきます。秋のひととき、森と共鳴する笛の音色をご一緒に楽しみませんか。

オータムジャンボ宝くじについて

市町村振興協会たより

平成13年度に創設された「オータムジャンボ宝くじ」については、厳しい経済情勢の中にあっても市町村をはじめ関係各位の協力のもと毎年発売計画額を確保しており、順調に推移しております。

本宝くじの収益金については、当協会を通じて全額市町村へ交付し、少子・高齢化対策、情報化対策、国際化の推進、環境対策など、現在、市町村が直面する各種施策の貴重な財源として有効に活用されております。

本年度のオータムジャンボ宝くじの発売については、発売計画額を昨年度より30億円増の330億円とし、9月27日から発売を開始することとしておりますが、現下の極めて厳しい市町村財政下において、重要な財源となる本宝くじの発売額確保に向け、PRの推進についてご協力をお願いいたします。

平成16年度オータムジャンボ宝くじ発売概要

発売計画額	330億円
証票単価	300円
発売場所	全国の宝くじ売場
発売期間	9月27日(月)から10月12日(火)
抽選日	10月15日(金)
当せん金支払期間	10月20日(水)から1年間

収益金の交付

本宝くじの収益金配分額については、当協会市町村交付金交付規程及び交付細則に基づき均等割40%、人口割60%の割合で算出し全額市町村へ交付します。

収益金の使途

本宝くじの交付金を受けた市町村は、総務省令で定める次の事業に活用することとしております。

総務省令で定める事業

- 1 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 2 博覧会、見本市、展示会等の運営に係る事業
- 3 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 4 地域の情報化に係る事業
- 5 地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 6 大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 7 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 8 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 9 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 10 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

はつらつ!! 市町村職員

員



Chiharu Takei

武井千春
さん(都留市)



私は、平成16年4月に都留市役所に採用になり、市民生活課に配属され、現在は、窓口を担当しています。窓口で取り扱う業務は数多くありますが、主に各種証明書の交付、戸籍届出に関することなどを行っています。

採用されてから、早くも数か月が経ちましたが、いまだに緊張の日々が続いています。しかし、最初の頃比べると、多少は落ち着いて業務をこなせるようになってきたと思っています。職場の雰囲気にも慣れ、徐々にではありますが内容も分かるようになりました。まだ覚えることはたくさんありますが、先輩方の指導を仰ぎながら、業務を確実にしていきたいと思っています。

市民生活課は、市民の方々と接する機会が多いので、常に笑顔で接することができるように心がけています。初心を忘れることなく、これからもなお一層努力して、住民の皆様のお役に立てるように頑張っていきたいと思っています。

AFTER NOTES

編集後記

平成17年3月の現行合併特例法の期限まで、残すところ半年。県内の市町村合併も、一つの区切りを迎える。今年の夏は、甲府市で、我が国の気象観測史上2番目に当たる気温(40.4度)を記録するなど、まさしく酷暑というにふさわしい年であったが、この暑さの中でも、合併に取り組まれる市町村の職員の皆さんは、息つく暇もなく、仕事に追われてきたことと思う。こうした努力が報われ、来るべき秋が実り豊かなものとなることを期待したい。



平成16年9月発行第16号 発行／(財)山梨県市町村振興協会 〒400-8587 甲府市蓬沢1丁目15-35 TEL.055-237-3153 yamanashi@ympa.or.jp
編集／山梨県総務部市町村課 〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6-1 TEL.055-237-1111 shichoson@pref.yamanashi.lg.jp

ツキをつかめ。

2004年 新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞あわせて
2億円 1等 1億5,000万円 / 前後賞各2,500万円
2等 1,000万円 3等 100万円

発売期間 平成16年9月27日(月)～10月12日(火) 抽せん日 平成16年10月15日(金)
当せん金支払開始日 平成16年10月20日(水)

1枚300円 9月27日(月)発売 売り切れしだい販売終了

この宝くじの収益金は市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

平成16年9月27日(月)から、1等前後賞あわせて2億円があたるオータムジャンボ宝くじが発売されます。

この宝くじの収益金は、全額市町村へ交付され、市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われています。

恵の秋の予感。あなたもオータムジャンボでツキをつかんでください。